

## 第34回 労働政策審議会障害者雇用分科会 議事次第

### 1 日時

平成21年1月28日（水） 17:00～19:00

### 2 場所

省議室（9F）

### 3 議題

- （1）障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律について
- （2）法改正に伴う政省令等の主な改正事項について
- （3）障害者雇用対策基本方針の骨子案について
- （4）その他

### 4 資料

- 1-1 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（概要）
- 1-2 国会における審議経過等について
- 1-3 法改正に伴う政省令等の主な改正事項について
- 2 障害者雇用対策基本方針（骨子案）

### 参考資料

- 1 平成20年障害者雇用状況報告
- 2 平成21年度障害者雇用施策関係予算案の主要事項
- 3 平成20年度補正予算関係

# 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の概要

～意欲・能力に応じた障害者の雇用機会の拡大～

資料 1 - 1

## 趣旨

### 1 障害者の就労意欲の高まり

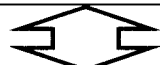
求職件数: 7.8万(H10) → 10.8万(H19)  
就職件数: 2.6万(H10) → 4.7万(H19)



地域の身近な雇用の場である  
中小企業での障害者雇用が  
低下傾向 (大企業では増加傾向)  
※ 実雇用率は、100人～299人規模の  
企業が最も低い状況

### 2 短時間労働への対応

福祉から雇用への移行が進められ、また、高齢  
障害者がフルタイムで働くことが困難な場合があ  
る中、短時間労働に対する障害者のニーズが相当  
程度あるのに対し、現行制度は対応できていない。



事業主の雇用義務としては、  
現行法は週30時間以上の  
常用雇用を基本

〔 短時間労働者の雇用者の受入れの  
インセンティブが乏しい。 〕

## 改正内容

### 1 中小企業における障害者雇用の促進

- ① 障害者雇用納付金制度の適用対象の範囲拡大  
障害者雇用納付金制度(納付金の徴収・調整金の支給)が適用される  
対象範囲を常用雇用労働者101人以上の中小企業に拡大  
(一定期間は、常用雇用労働者201人以上の中小企業まで拡大)  
※ 現行は経過措置により301人以上の事業主のみ

- ② 雇用率の算定の特例  
中小企業が、事業協同組合等を活用して、共同で障害者を雇用する  
仕組みを創設  
※ 事業協同組合等が、共同事業として障害者を雇用した場合に、  
当該組合等と組合員企業とをまとめて雇用率を算定

※併せて、中小企業に対する支援策を充実、経過措置として  
負担軽減措置を実施

### 2 短時間労働に対応した雇用率制度の見直し

障害者の雇用義務の基礎となる労働者及び雇用障害者に、  
短時間労働者(週20H以上30H未満)を追加

### 3 その他

特例子会社(※)がない場合であっても、企業グループ全体で  
雇用率を算定するグループ適用制度の創設  
※ 障害者の雇用に特別の配慮をした子会社

## 施行期日

- 平成21年4月1日施行。ただし、
- ・1① …平成22年7月1日(101人以上企業への拡大については、平成27年4月1日)
  - ・2 …平成22年7月1日

障害者雇用促進法改正法の一部改正法案の  
国会における審議状況等について

1 衆議院における審議状況等

(1) 審議状況

(本会議質疑) 5月29日【第169回】

(委員会質疑) 6月4日【第169回】、12月10日【第170回】

(参考人質疑) 12月9日【第170回】

- ・ 6月19日の厚生労働委員会において、法案を継続審議とされた。
- ・ 12月10日の厚生労働委員会において、全会一致で法案が可決され、附帯決議がなされた。
- ・ 12月11日の本会議において可決され、参議院に送付された。

(2) 附帯決議（別紙）

精神障害者を雇用義務の対象に加えることについて、可能な限り早期に検討を行うこととし、その際には、障害者手帳のない発達障害者や難病等のある者の取扱いについても検討を行うこと等、11項目の附帯決議がなされた。

2 参議院における審議状況

(委員会質疑) 12月18日【第170回】

- ・ 同日の厚生労働委員会において、全会一致で法案が可決された。
- ・ 12月19日の本会議において可決され、成立した。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 精神障害者を雇用義務の対象に加えることについて、可能な限り早期に検討を行うこと。また、その際、障害者手帳のない発達障害者や難病等のある者の取扱いについても検討を行うこと。

二 精神障害者を実雇用率に算定するに当たって、雇用率の達成指導を引き続き厳正に行うとともに、精神障害者保健福祉手帳の取得や申出の強要など本人の意に反した雇用率制度の適用等が行われないよう、プライバシーに配慮した対象者の把握・確認の在り方について、必要な措置を講ずること。合わせて、精神障害者について、各企業において、メンタルヘルス対策とともに、円滑な復職や職場定着を図るための必要な措置が採られるよう指導を行うこと。

三 精神障害者の雇用環境の整備を図るため、障害者本人及び企業に対する支援策の充実を図るとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター等の支援機関におけるカウンセラーの増員等相談・支援体制の整備に努めること。また、精神障害者の職業能力開発を効果的に実施するため、職業能力開発校における職業訓練内容、カリキュラム、指導方法等について引き続き検討を行い、早急に確立し、普及させること。

四 短時間労働者を雇用義務の対象に追加するに当たっては、これまでフルタイム労働だった障害者が短時

間労働に移行し、健康保険や厚生年金への非加入となることのないよう、必要な措置を講ずるとともに、事業主に対し、十分な周知、指導を行うこと。

五 現に雇用されている障害者について、雇用の状況（正規雇用、非正規雇用）、社会保険の加入有無、職場における定着率等を把握し、それを踏まえ、障害者の雇用管理の改善等に向けて、所要の措置を講ずること。

六 障害者雇用納付金制度の適用拡大に当たっては、中小企業の経営環境に配慮しつつ、障害者雇用が円滑に促進されるよう必要な支援を行うこととし、障害者雇用調整金、助成金の支給等の納付金関係業務が適切に行われるよう体制整備に努めること。

七 視覚・聴覚障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者等の個々の障害特性に応じてきめ細かな支援を行うことが必要な求職者が増加していることにかんがみ、適切な職業訓練の機会を十分確保するとともに、専門的な知識経験を有する者を公共職業安定所に相談員として配置する等相談支援体制の充実強化等により有効求職者の解消を図ること。また、職場定着を着実に進めるため、職場適応援助者（ジョブコーチ）として企業において障害者の就労支援の経験のある者を活用する等により、質を確保しつつ、必要な数の職場適応援助者の確保に努めること。

八 難病等のある者の雇用を進めるため、特定求職者雇用開発助成金の対象とすることなど就労支援策の充

実について早期に検討を行うこと。

九 現行の障害認定は身体障害者福祉法等に基づいているが、「働く」という観点を踏まえ、労働能力に基づく障害認定の在り方について検討を行うこと。その際、「重度障害者」に関する認定の在り方についても検討を行うこと。

十 障害による稼得能力の制限を受けた労働の結果、所得が低い状態に放置され自立した生活が困難な場合において、最低限の社会生活を営むことが可能となるよう所得の確保の在り方について検討を行うこと。

十一 障害者の雇用の更なる促進に当たっては、障害者権利条約批准に向けての国内法の整備として雇用分野における合理的配慮規定等について検討を行い、障害者の労働者としての権利の確立を図るため、必要な措置を講じること。合わせて、これらの観点から、障害者差別禁止に係る法整備についても、速やかに検討すること。

## 障害者雇用促進法改正に伴う政省令等の主な改正事項

### 1. 企業グループ特例、事業協同組合等算定特例等（平成 21 年 4 月 1 日施行）

- 企業グループ算定特例における関係子会社が雇用すべき身体障害者又は知的障害者である労働者の数【告示】
- 事業協同組合等算定特例における事業協同組合等が雇用すべき身体障害者又は知的障害者である労働者の数及び労働者総数に対する割合【告示】
- 事業協同組合等算定特例における特定事業主が雇用すべき身体障害者又は知的障害者である労働者の数【告示】
- 事業協同組合等算定特例の対象となる組合【省令】
- 企業グループ算定特例及び事業協同組合等算定特例の認定等の権限【省令】
- 障害者雇用調整金の分割支給の手続【省令】

### 2. 短時間労働者の雇用率カウント（平成 21 年 4 月 1 日施行）

- 雇用率制度の適用にあたり、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者等を 0.5 人分と算定すること【省令】

### 3. 障害者雇用納付金制度の適用拡大

- 新たに障害者雇用納付金制度の適用対象となる事業主に係る、施行後 5 年間の障害者雇用納付金及び障害者雇用調整金の金額【省令】
  - ・ 雇用労働者数が 201 人以上の事業主：平成 22 年 7 月 1 日施行
  - ・ 雇用労働者数が 101 人以上の事業主：平成 27 年 4 月 1 日施行

## 障害者雇用対策基本方針 骨子（案）

はじめに

1 方針のねらい

【現状】

- ・ 障害者の就労意欲が高まるとともに、企業のCSR（社会的責任）意識の高まりや、障害者自立支援法の施行等による「福祉から雇用」への移行の取組の中で、平成19年度の就職件数は4.6万人となる等、障害者雇用は着実に進展
- ・ 平成17年の法改正により、精神障害者の雇用者数が0.2万人から0.6万人に増加。
- ・ 「障害者基本計画」「重点施策実施五か年計画」に沿った対策の推進
- ・ 実雇用率は平成20年に1.59%まで向上しているが、法定雇用率を下回った状態にあり、特に中小企業における改善が遅れている等、雇用環境は依然として厳しい。

【今後の施策の方向性】

- ・ 雇用率制度による指導を推進するとともに、平成20年の法改正に基づく納付金制度の適用対象拡大の着実な実施等により、障害者の職場を拡大
- ・ 精神障害者について雇用義務の対象とするための環境が早急に整うよう、雇用支援を一層推進
- ・ 厳しい経済情勢にかんがみ、職場定着支援や生活面も含めた支援等により雇用の継続・安定を図るとともに、障害の種類及び程度に応じたきめ細かな対策を総合的かつ計画的・段階的に推進
- ・ 雇用部門と福祉部門等関係機関の密接な連携、教育・福祉も含め地域で就労支援を担う人材の育成等により、本人の意欲・能力に応じた「福祉から雇用」への移行を推進
- ・ 人権の擁護の観点を含めた障害の特性等に関する正しい理解の促進
- ・ さらに、障害者権利条約の批准に向けて、障害を理由とする差別の禁止、職場における「合理的配慮」の提供等、国内法制の整備に向けた検討を行うほか、障害者への虐待的行為の防止を図る。

2 方針の運営期間

平成21年度から平成24年度までの4年間

第1 障害者の就業の動向に関する事項

1 障害者人口の動向

- ・ 障害者数の増加
- ・ 重度化・高齢化の進展

2 障害者の就業の動向

(1) 障害者の就業状況

- ・ 就業者数は増加、就業率は低下

(2) 障害者の雇用状況

- ・ 実雇用率は近年徐々に増加し、法定雇用率未達成企業も減少
- ・ 中小企業の障害者雇用の改善は進んでいない。
- ・ 厳しい経済状況の中で、障害者の解雇者が増加



## 第2 職業リハビリテーションの措置の総合的かつ効果的な実施を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

障害者の就労意欲の高まりの中で、障害者個々人の意欲・能力に応じた働き方を実現するため、教育、福祉等の関係機関と連携しながら、障害の種類及び程度に応じた職業リハビリテーションの措置を総合的かつ効果的に実施していくことが重要

### 1 障害の種類及び程度に応じたきめ細やかな措置の開発、推進

- ・ 職業指導、職業訓練、職業紹介、就職後の助言指導等各段階ごとにきめ細かく各種の措置を実施
- ・ 障害者職業総合センターにおいて、発達障害、難病、高次脳機能障害等、障害の多様化への対応を含め、障害の種類及び程度に応じた職業リハビリテーションの措置の開発に努める。

### 2 きめ細かな支援が必要な障害者に対する職業リハビリテーションの推進

- ・ チーム支援の推進等、関係機関が連携した職業リハビリテーションの一層の拡充
- ・ 職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用による就職・職場定着の促進
- ・ 障害者就業・生活支援センターの計画的な設置及び実施体制の充実等により、継続的支援を必要とする障害者の就職・職場定着の推進

### 3 職業能力開発の推進

- ・ 一般の公共職業能力開発施設における障害者の受入れの一層の促進
- ・ 障害者職業能力開発校における、入校者の障害の重度化・多様化に配慮した訓練の推進
- ・ 民間の教育訓練機関や社会福祉法人、NPO、事業主等を活用した委託訓練の幅広い実施

### 4 実施体制の整備

- ・ 実施機関における職業リハビリテーションの措置の充実
- ・ ネットワークの形成等を通じた教育、福祉及び医療機関との連携の強化
- ・ 障害者就業・生活支援センターの全障害保健福祉圏域への設置に向けた拡充及びニーズに応じた支援員の加配等による実施体制の充実
- ・ 特別支援学校卒業生の就業に向けた、個別支援計画策定における雇用、福祉関係機関と教育機関との連携・協力

### 5 専門的知識を有する人材の育成

- ・ 職業リハビリテーションに従事する人材の養成と資質向上を一層積極的かつ着実に推進
- ・ 障害者職業生活相談員等の資質の向上

### 6 進展するITの積極的活用

## 第3 事業主が行うべき雇用管理に関して指針となるべき事項

事業主は以下の点を考慮しつつ適正な雇用管理を行うこと。

### 1 基本的な留意事項

#### (1) 採用及び配置

- ・ 障害の種類及び程度を勘案した職域の開発による積極的な採用
- ・ 職場環境の改善を図りつつ、個々人の適性と能力を考慮した配置
- ・ 点字や拡大文字の活用等、採用試験における配慮

#### (2) 教育訓練の実施

- ・ 雇入れ時における十分な教育訓練時間の確保

- ・ 障害者職業能力開発校等で実施される在職者訓練等の活用

### (3) 処遇

- ・ 個々人の適性や希望も勘案した、能力に応じた適正な処遇
- ・ 平成20年法改正による短時間労働者の雇用率算入（平成22年7月施行）に関し、事業主の都合による障害者の短時間労働への移行の防止

### (4) 安全・健康の確保

- ・ 障害の種類及び程度に応じた安全管理や健康管理の実施等

### (5) 職場定着の推進

- ・ 障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員の適正な選任
- ・ ジョブコーチの活用や障害者が働いている職場内におけるチームの設置等による職場定着の推進

### (6) 障害及び障害者についての理解の促進

- ・ 職場内の意識啓発を通じ、障害及び障害者についての理解の促進

### (7) 障害者の人権の擁護

- ・ 障害者雇用連絡会議、紛争調整委員会のあっせん等の活用
- ・ 障害者への虐待的行為の防止及び従業員に対する啓発等

## 2 障害の種類別の配慮事項

### (1) 身体障害者

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害等、障害の種類及び程度が多岐にわたること等を踏まえ、以下の事項に配慮

- ・ 障害の種類及び程度に合わせた職場環境の改善
- ・ 補助犬の使用について、身体障害者補助犬法の改正を踏まえた適切な対応
- ・ 重度身体障害者について、職務の設計、職場における援助体制の整備等
- ・ 中途障害者の円滑な職場復帰のために職業リハビリテーションや職場の条件整備を計画的に推進

### (2) 知的障害者

複雑な作業内容の理解、意思表示が困難な場合があること等を踏まえ、以下の事項に配慮。

- ・ 作業工程の単純化等による職域開発、作業設備の操作方法等の簡易化
- ・ 分かりやすい言葉づかい、情報の伝達
- ・ 日常的な相談による心身の状態の把握、家族との連絡体制の確立
- ・ 重度知的障害者について、必要な指導・援助を行う者の配置

### (3) 精神障害者

臨機応変の判断や新しい環境への適応が苦手、疲れやすい、作業効率に波がある等の特徴が指摘されているものの、障害の程度・職業能力の個人差が大きいことを踏まえ、以下の事項に配慮

- ・ 本人の状況を踏まえた根気強く分かりやすい指導、時間をかけた職務内容や配置の決定
- ・ 職務の難度や勤務時間を段階的に引き上げる等、勤務の弾力化
- ・ 日常的な心身の状態の確認、職場の人間関係の維持、通院・服薬の便宜等
- ・ 必要な指導・援助を行う者の配置、ジョブコーチの活用等
- ・ 採用後に精神疾患を有するに至った者について、地域障害者職業センター等の活用、医

療機関等との連携を図りつつ、円滑な職場復帰を図る。

#### (4) その他障害者

発達障害、難病等の慢性疾患、高次脳機能障害等により長期にわたり職業生活に相当の制限を受けている者等について、同僚等の理解の促進、職場の人間関係の維持、必要な指導・援助を行う者の配置や障害状況に応じた職務設計、勤務条件の配慮等

### 第4 障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

ノーマライゼーションの理念に沿って、障害者が可能な限り一般雇用で就くことができるようにすることを基本とし、精神障害者に重点を置きつつ、障害の種類及び程度に応じたきめ細かな対応を総合的に講ずるとともに、厳しい雇用失業情勢にかんがみ、中小企業における雇用の促進、雇用の継続や職場定着を図るなど、以下に重点を置いた施策の展開

#### 1 障害者雇用率制度の達成指導の強化

- ・ 障害者雇用率の達成に向けて、企業名の公表を含め、強力に指導を実施
- ・ 特例子会社制度や事業協同組合等算定特例・企業グループ算定特例の周知・活用の促進
- ・ 除外率制度の段階的縮小

#### 2 事業主に対する援助・指導の充実等

- ・ 好事例収集やノウハウ提供等による事業主の取組の促進
- ・ 公的機関における「チャレンジ雇用」の推進等、知的障害者、精神障害者等の職域の拡大を促進
- ・ トライアル雇用奨励金、ファーストステップ雇用奨励金等を活用した、雇用経験のない事業主における障害者雇用の促進
- ・ 納付金制度の適用拡大に伴い、中小企業における理解の促進や各種助成金の活用による障害者雇用の促進
- ・ 雇用の継続のため、職場適応指導、きめ細かな相談・援助、各種助成措置の実施等
- ・ 納付金制度の適切な運用による事業主間の経済的負担の調整等。特に、平成20年法改正における納付金制度の適用拡大に当たり、十分な周知及び徴収漏れの生じない適切な運用
- ・ 調整金、報奨金及び助成金の支給手続の簡素化

#### 3 障害者の雇用の維持、解雇の防止と再就職対策の強化

- ・ 在職中からの相談・援助等による雇用支援の強化
- ・ 官公需における障害者雇用率達成状況への効果的な配慮方法について検討

#### 4 重度障害者の雇用・就労の確保

- ・ 重度障害者多数雇用事業所及び特例子会社の設置の促進、第3セクター方式による重度障害者の雇用の確保
- ・ 一般雇用で就くために特に支援が必要な場合に、ジョブコーチの活用等、福祉機関等との連携による雇用支援体制の整備等

#### 5 精神障害者の雇用対策の推進

- ・ 雇用義務対象の追加に向けた環境整備を図るため、精神障害者ステップアップ雇用奨励金の活用等による段階的な勤務時間の引上げなどの適切な雇用管理の実施による職場定着の促進を含め、障害者就業・生活支援センター、ジョブコーチ、各種助成措置等を活用した精神障害者の雇用の促進・継続を支援

- ・ 好事例の収集、提供等による事業主の理解の促進
- ・ 採用後に精神疾患を有するに至った者に対する職場復帰支援等の推進

## 6 発達障害者、難病等の慢性疾患患者等に対する支援

- ・ 発達障害者、難病等の慢性疾患患者等についても、それぞれの障害特性等に応じた雇用の促進・安定のための取組を実施
- ・ 雇用管理手法の研究、好事例の収集、提供等による事業主の理解の促進

## 7 多様な雇用・就労形態の促進

- ・ 在宅就労等の普及に向けた支援・環境整備
- ・ 在宅就業におけるITの活用、支援機関の育成等

## 8 適切な雇用管理の確保等

- ・ 雇用の継続のためには、就職後の雇用環境を整えることが重要であることから、障害者権利条約における「合理的配慮」の考え方に留意しつつ、各種助成金も活用しながら、きめ細かな雇用管理が行われるよう、事業主の理解を促進
- ・ 障害者虐待の問題を含め個別の問題について迅速・的確に対応できるよう、障害者雇用連絡協議会の開催、公共職業安定所等による迅速な問題の把握及び対応

## 9 関係機関との連携等

- ・ 「福祉から雇用」推進5か年計画に基づき、本人の意欲・能力に応じた一般雇用への移行を図るため、「チーム支援」の推進、地域において就労支援を担う人材の育成等を含め、教育、福祉関係機関との連携を強化

## 10 障害者雇用に関する啓発、広報

- ・ 事業主、障害者、教育・医療・福祉関係者を含む国民一般を対象とした啓発・広報の推進
- ・ 障害者雇用に積極的な事業主が社会的な評価を得られるような、効果的な広報の推進

## 11 研究開発等の推進

- ・ 障害の種類及び程度ごとの障害特性、職業能力の評価、職域拡大、雇用開発等に係る専門的研究を計画的に推進
- ・ 発達障害や難病等の慢性疾患を含めた障害・疾患等について雇用管理に関する情報の収集・蓄積

## 12 国際交流、国際的な取組への対応等

- ・ 障害者権利条約の早期批准に向けて、障害者団体等の関係者の意見を聴いて、労働・雇用面での障害を理由とする差別の禁止、「合理的配慮」の提供等について、国内法制の整備に向けた検討を実施
- ・ アジア太平洋障害者の十年最終年会議で採択されたびわこフレームワークに基づく施策の推進



厚生労働省発表  
平成20年11月20日

職業安定局高齢・障害者雇用対策部  
障害者雇用対策課  
課長 吉永和生  
主任障害者雇用専門官 佐藤珠己  
障害者雇用専門官 竹中郁子  
電話 5253-1111(内)5857, 5789  
3502-6775(直通)

## 公的機関、民間企業の障害者雇用は着実に進展

(平成20年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「障害者」という。)の雇用状況について報告を求めている。

厚生労働省では、今般、平成20年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめた。

### ◎ ポイント

#### 【公的機関】

- 国の機関では、全ての機関で法定雇用率を達成
- 都道府県の機関では、知事部局は全ての機関で法定雇用率を達成しているが、知事部局以外の機関は7.1%の機関が法定雇用率を未達成
- 市町村の機関では16.1%の機関が法定雇用率を未達成
- また、都道府県教育委員会のうち法定雇用率を達成しているのは、47機関中4機関(法定雇用率達成機関割合は8.5%)

#### 【民間企業(56人以上規模)】

- 全体の実雇用率は1.59%(対前年比で0.04ポイント上昇)
- 法定雇用率を達成している企業の割合は44.9%(対前年比で1.1ポイント上昇)
- ただし、企業規模別で見ると中小企業の実雇用率は引き続き低い水準特に100~299人規模の企業においては、実雇用率1.33%と最も低い水準

このような状況を踏まえ、厚生労働省としては、

- ・ 公的機関は民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関に対し、労働局長等から機関のトップに対して呼び出し等による指導を徹底
- ・ 民間企業については、その取組状況に応じた雇用率達成指導(10ページ参照)を厳正に実施

## 【結果の概要】

### 1 国、地方公共団体における在職状況

#### (1) 国の機関

国の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は6,548.0人であり、実雇用率は2.18%と前年に比べ0.01ポイント上昇している（国の機関は全て達成）。

〔総括表2(1)、詳細表2(1)、4(1)〕

#### (2) 都道府県の機関

都道府県の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は7,968.5人であり、実雇用率は2.44%と前年に比べ0.02ポイント上昇している（知事部局は全て達成、知事部局以外は113機関中105機関が達成）。

〔総括表2(2)、詳細表2(2)、4(2)・(3)〕

#### (3) 市町村の機関

市町村の機関（法定雇用率2.1%）に在職している障害者の数は22,397.0人であり、実雇用率は2.33%と前年に比べ0.05ポイント上昇している（市町村の機関は2,512機関中2,107機関が達成）。

〔総括表2(3)、詳細表2(3)〕

#### (4) 都道府県等の教育委員会

2.0%の法定雇用率が適用される都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は10,459.0人であり、実雇用率は1.62%と前年に比べ0.07ポイント上昇している（都道府県教育委員会は47機関中4機関が達成、市町村教育委員会は94機関中74機関が達成）。

〔総括表2(4)、詳細表2(4)、4(4)〕

### 2 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.1%）に雇用されている障害者の数は4,999.5人であり、実雇用率は2.05%と前年に比べ0.08ポイント上昇している（独立行政法人等は248法人中181法人が達成）。

このうち国立大学法人等に雇用されている障害者の数は1,945.0人であり、実雇用率は1.89%と前年に比べ0.14ポイント上昇しているものの、独立行政法人等全体の実雇用率2.05%を大きく下回っている（国立大学法人等は90法人中58法人が達成）。

〔総括表3、詳細表3、4(5)〕

### 3 民間企業における雇用状況

#### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

民間企業（56人以上規模の企業；法定雇用率1.8%）に雇用されている障害者の数は325,603.0人で、前年より7.6%（約2万3千人）増加した。

このうち、身体障害者は266,043人、知的障害者は53,563人、精神障害者は5,997.0人であった。

実雇用率は1.59%（前年は1.55%）、法定雇用率達成企業の割合は44.9%（前年は43.8%）であった。

〔総括表1、グラフ(1)、詳細表1(1)・(4)〕

#### ○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、すべての企業規模で前年より増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.59%）と比較すると、

\* 1,000人以上規模企業(1.78%)、500～999人規模企業(1.59%)については上回った。

\* 300～499人規模企業(1.54%)、56～99人規模企業(1.42%)、100～299人規模企業(1.33%)については下回った。

なお、法定雇用率達成企業の割合は、すべての規模の企業で前年より上昇した。

〔グラフ(2)・(3)、詳細表1(2)〕

#### ○ 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、電気・ガス・熱供給・水道業以外のすべての業種で増加した。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.59%）と比較すると、

\* 農、林、漁業(1.87%)、製造業(1.75%)、電気・ガス・熱供給・水道業(1.88%)、運輸業(1.75%)、医療・福祉(1.94%)は上回った。

\* 上記以外の業種では下回った。

〔グラフ(4)・(5)、詳細表1(3)〕

#### ○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人又は1人である企業（1人不足企業）が、61.6%と過半数を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、法定雇用率未達成企業の62.9%となっている。

〔詳細表1(5)〕

#### ○ 特例子会社の状況

平成20年6月1日現在で特例子会社の認定を受けている企業は、242社となっており、これらの特例子会社に雇用されている障害者の数は、11,960.5人であった。

このうち、身体障害者は7,107人、知的障害者は4,612人、精神障害者は241.5人であった。

〔詳細表1(7)〕

平成20年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	20,499,012 人	325,603.0 人	1.59 %	32,803 / 73,042	44.9 %
	( 19,504,649 人 )	( 302,716.0 人 )	( 1.55 % )	( 31,230 / 71,224 )	( 43.8 % )

2 国、地方公共団体における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	299,851 人	6,548.0 人	2.18 %	38 / 38	100.0 %
	( 301,926 人 )	( 6,542.0 人 )	( 2.17 % )	( 39 / 39 )	( 100.0 % )
行政機関	272,626 人	5,929.0 人	2.17 %	29 / 29	100.0 %
	( 274,818 人 )	( 5,925.0 人 )	( 2.16 % )	( 30 / 30 )	( 100.0 % )
立法機関	3,256 人	70.0 人	2.15 %	5 / 5	100.0 %
	( 3,302 人 )	( 72.0 人 )	( 2.18 % )	( 5 / 5 )	( 100.0 % )
司法機関	23,969 人	549.0 人	2.29 %	4 / 4	100.0 %
	( 23,806 人 )	( 545.0 人 )	( 2.29 % )	( 4 / 4 )	( 100.0 % )

(2) 都道府県の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	326,448 人	7,968.5 人	2.44 %	152 / 160	95.0 %
	( 334,373 人 )	( 8,094.0 人 )	( 2.42 % )	( 151 / 163 )	( 92.6 % )
都道府県知事部局	267,644 人	6,555.5 人	2.45 %	47 / 47	100.0 %
	( 275,651 人 )	( 6,710.0 人 )	( 2.43 % )	( 47 / 47 )	( 100.0 % )
その他の都道府県機関	58,804 人	1,413.0 人	2.40 %	105 / 113	92.9 %
	( 58,722 人 )	( 1,384.0 人 )	( 2.36 % )	( 104 / 116 )	( 89.7 % )



(3) 市町村の機関(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の機関	962,319 人	22,397.0 人	2.33 %	2,107 / 2,512	83.9 %
	( 968,172 人 )	( 22,112.0 人 )	( 2.28 % )	( 2,097 / 2,585 )	( 81.1 % )

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	645,933 人	10,459.0 人	1.62 %	78 / 141	55.3 %
	( 648,285 人 )	( 10,039.0 人 )	( 1.55 % )	( 78 / 144 )	( 54.2 % )
都道府県教育委員会	553,373 人	8,767.0 人	1.58 %	4 / 47	8.5 %
	( 556,492 人 )	( 8,388.0 人 )	( 1.51 % )	( 2 / 47 )	( 4.3 % )
市町村教育委員会	92,560 人	1,692.0 人	1.83 %	74 / 94	78.7 %
	( 91,793 人 )	( 1,651.0 人 )	( 1.80 % )	( 76 / 97 )	( 78.4 % )

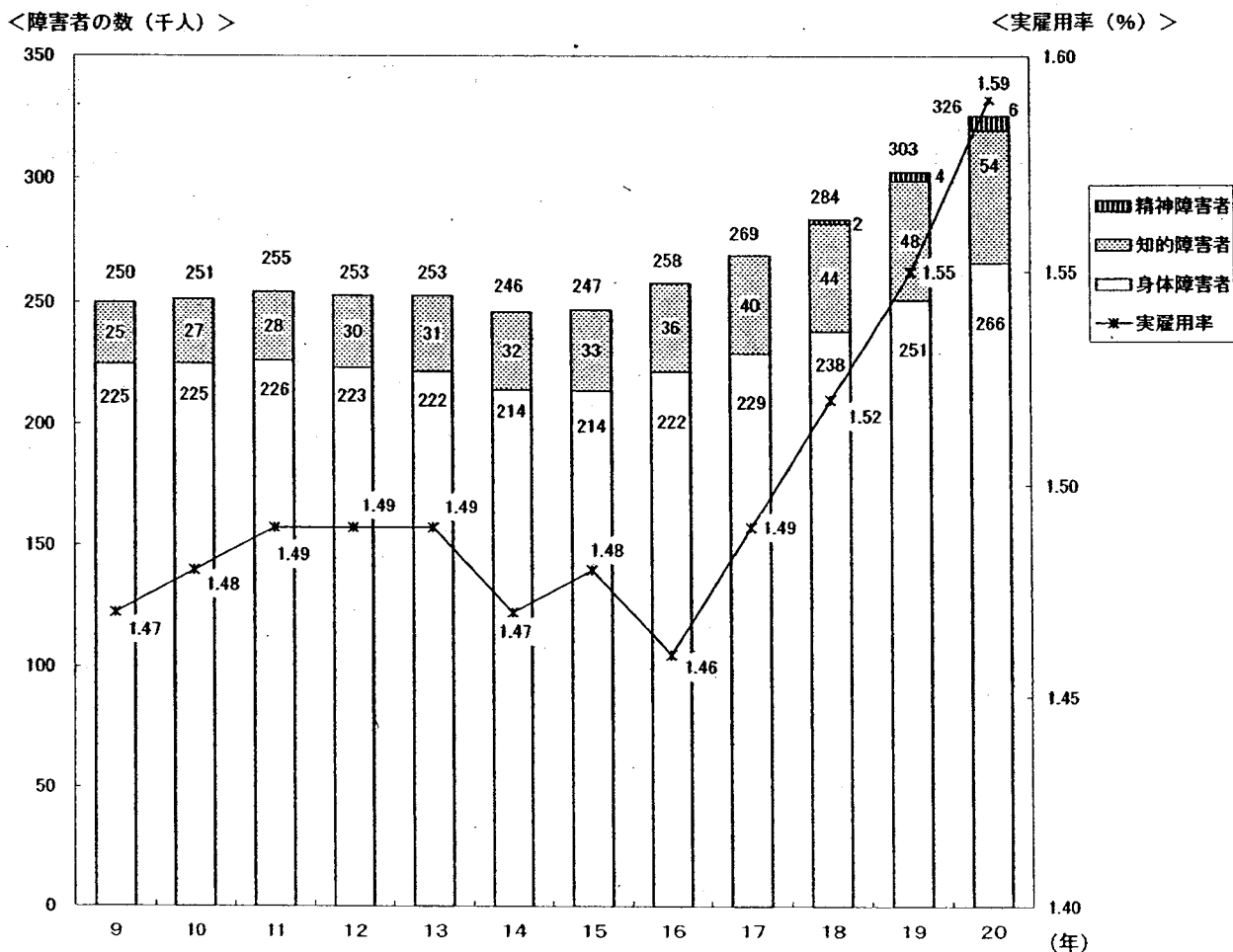
3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
計	243,297 人	4,999.5 人	2.05 %	181 / 248	73.0 %
	( 454,409 人 )	( 8,930.5 人 )	( 1.97 % )	( 150 / 247 )	( 60.7 % )
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	120,365 人	2,722.5 人	2.26 %	84 / 100	84.0 %
	( 338,157 人 )	( 6,899.0 人 )	( 2.04 % )	( 75 / 103 )	( 72.8 % )
国立大学法人等	103,173 人	1,945.0 人	1.89 %	58 / 90	64.4 %
	( 99,591 人 )	( 1,746.5 人 )	( 1.75 % )	( 40 / 91 )	( 44.0 % )
地方独立行政法人等	19,759 人	332.0 人	1.68 %	39 / 58	67.2 %
	( 16,661 人 )	( 285.0 人 )	( 1.71 % )	( 35 / 53 )	( 66.0 % )

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(即除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.0%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 ( )内は、平成19年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第6号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第7号から第8号までの法人を指す。

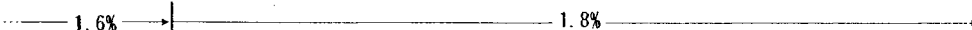
## 民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

### (1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



#### <法定雇用率>

平成10年7月



注1：雇用義務のある企業（56人以上規模の企業）についての集計である。

2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年度まで

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者

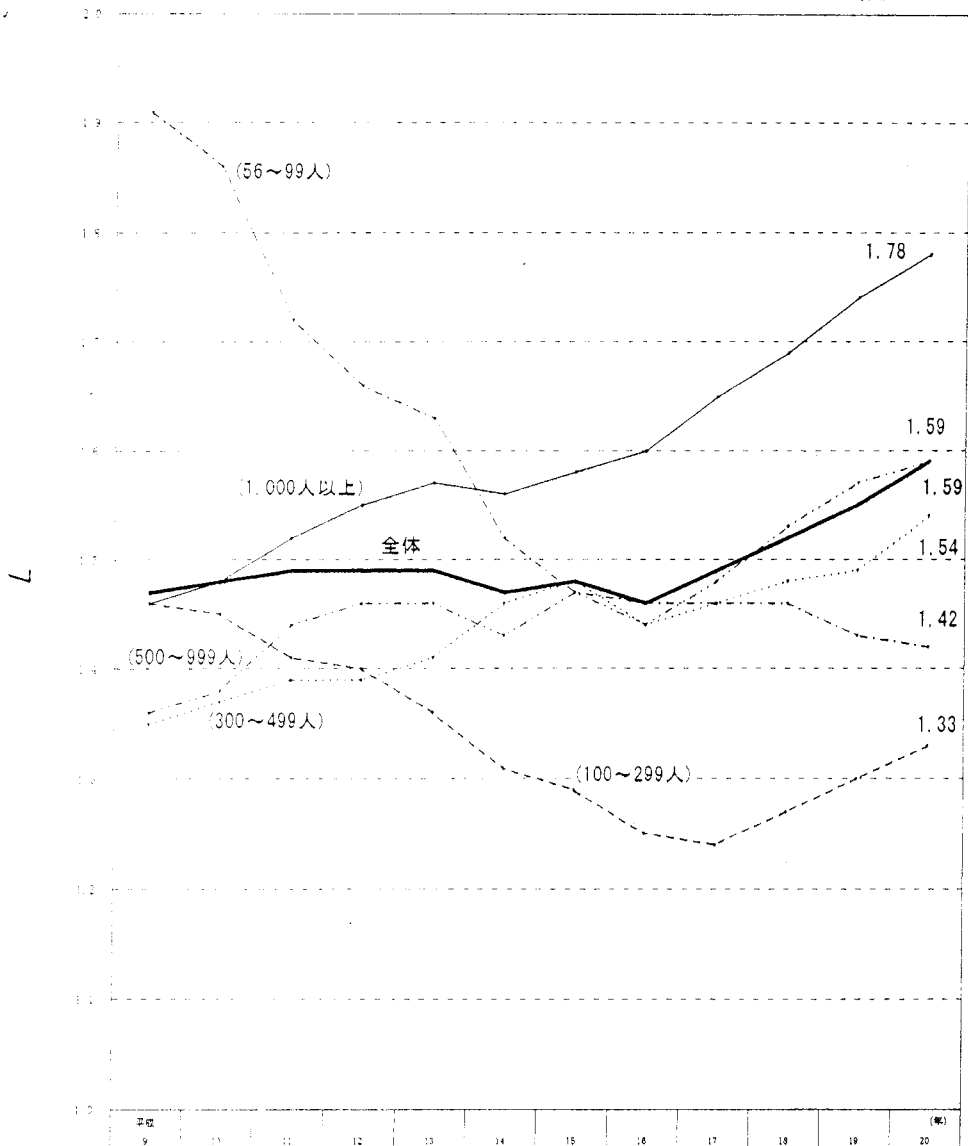
平成18年度以降

- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者
- （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

3：障害別に四捨五入をしている関係から、障害別内訳と合計値は必ずしも一致しない。

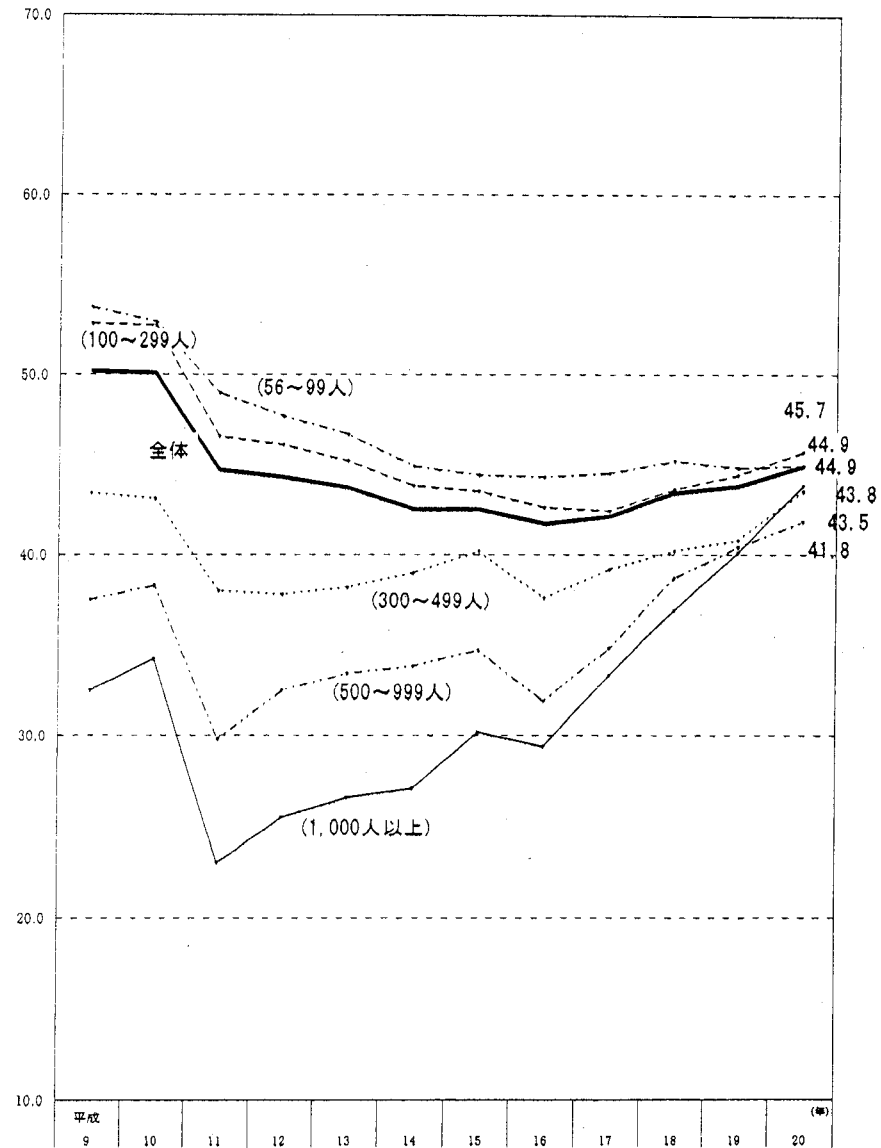
(2) 企業規模別実雇用率

各年6月1日現在



(3) 企業規模別達成企業割合

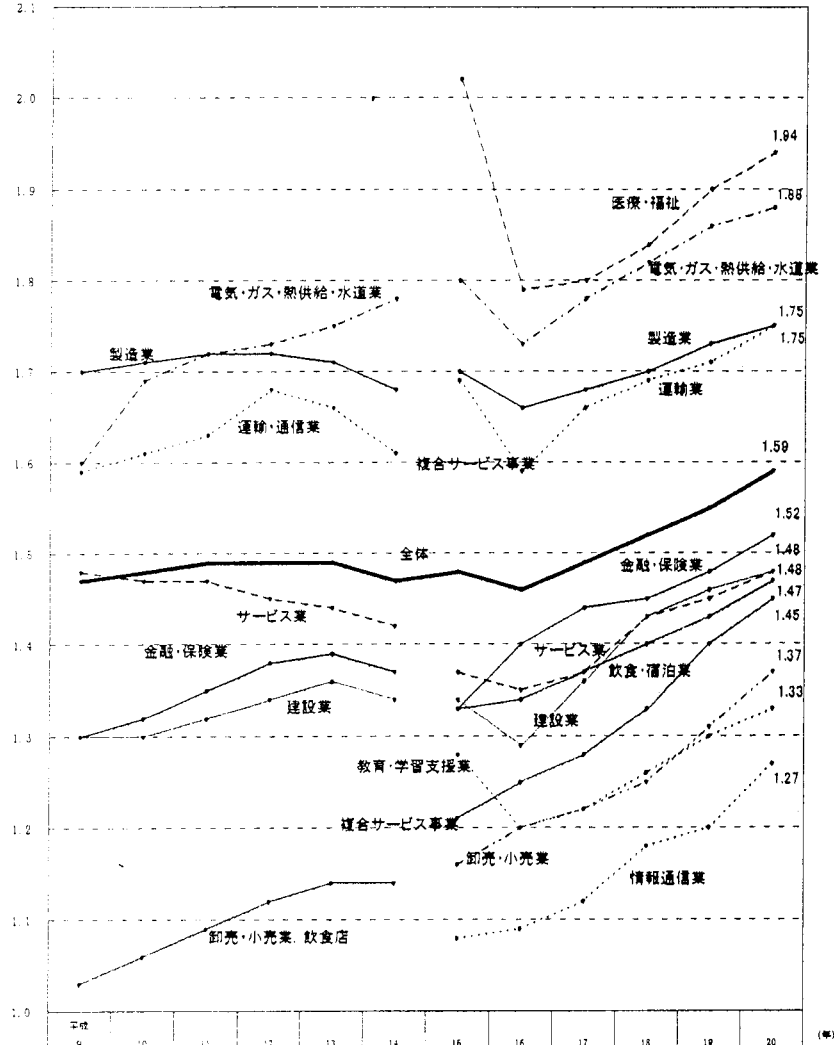
各年6月1日現在



(4) 産業別実雇用率

(%)

各年6月1日現在

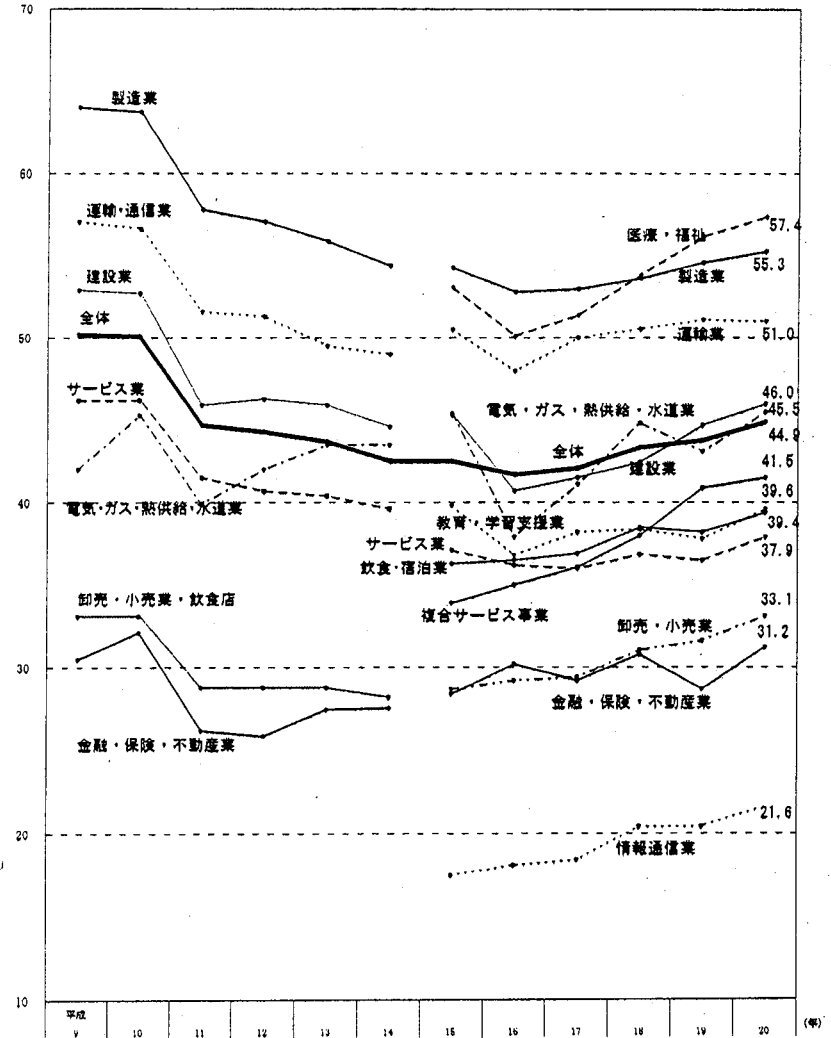


注1: グラフ作成上、労働者数が10万人に満たない農、林、漁業及び鉱業は除いている。  
 注2: 平成15年より産業分類が変更になっている。

(5) 産業別達成企業割合

(%)

各年6月1日現在



注: (4)の図と同じ。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	<table border="0" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">一般の民間企業</td> <td style="padding: 0 5px;">.....</td> <td style="padding: 0 5px;">1. 8%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 0 5px;">（56人以上規模の企業）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">特殊法人</td> <td style="padding: 0 5px;">.....</td> <td style="padding: 0 5px;">2. 1%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; padding: 0 5px;"> <table border="0" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	一般の民間企業	.....	1. 8%	（56人以上規模の企業）			特殊法人	.....	2. 1%	<table border="0" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人</td> </tr> </table>			労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人
一般の民間企業	.....	1. 8%												
（56人以上規模の企業）														
特殊法人	.....	2. 1%												
<table border="0" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人</td> </tr> </table>			労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人											
労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人														
○ 国、地方公共団体	<table border="0" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">.....</td> <td style="padding: 0 5px;">2. 1%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 0 5px;">（48人以上規模の機関）</td> </tr> </table>	.....	2. 1%	（48人以上規模の機関）										
.....	2. 1%													
（48人以上規模の機関）														
○ 都道府県等の教育委員会	<table border="0" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">.....</td> <td style="padding: 0 5px;">2. 0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 0 5px;">（50人以上規模の機関）</td> </tr> </table>	.....	2. 0%	（50人以上規模の機関）										
.....	2. 0%													
（50人以上規模の機関）														

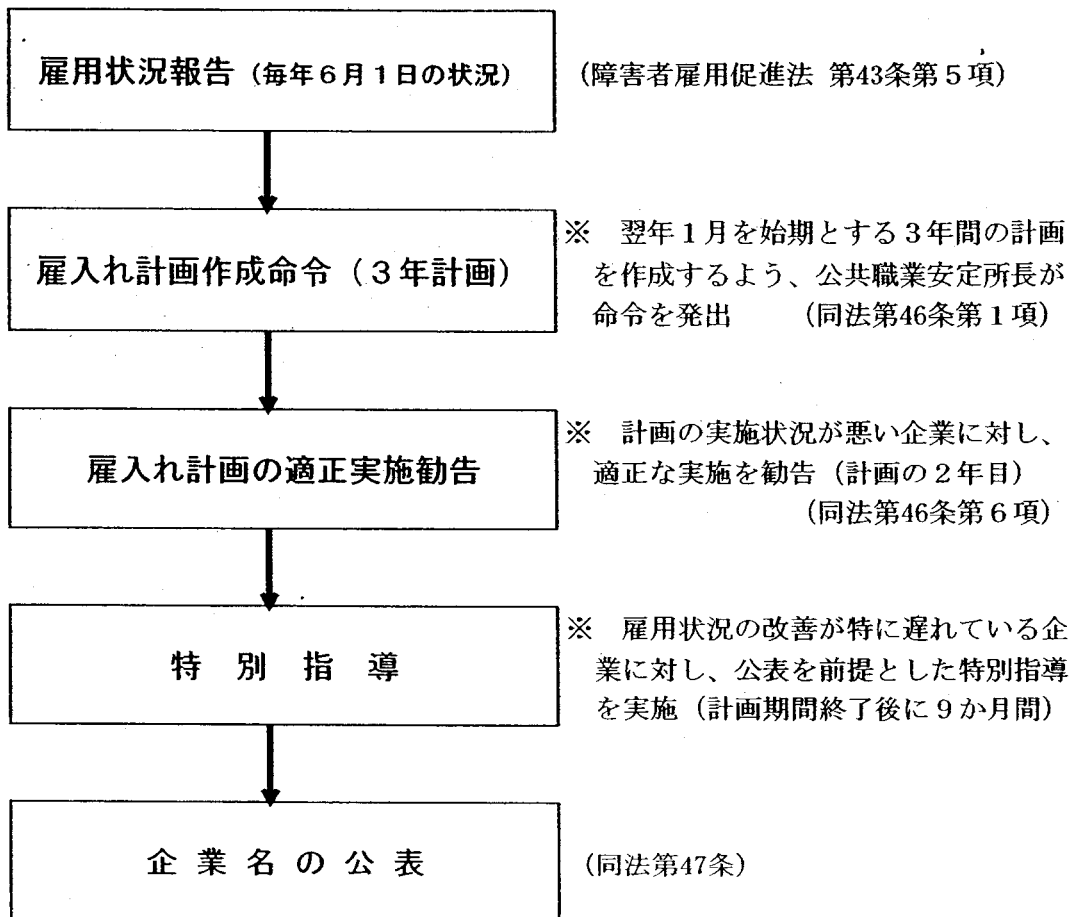
（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

○ 平成19年度の実績

- \* 「雇入れ計画作成命令」の発出 692社
- \* 雇入れ計画の「適正実施勧告」 143社
- \* 「特別指導」の実施 31社

○ 雇入れ計画を実施中の企業 2,099社 (19年度末現在)

○ 企業名の公表

平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、18年度 2社、19年度 3社 (うち一社は再公表)



# 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率1.8%)

## (1) 概況

### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E+②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
民間企業	73,042 (71,224)	20,499,012 (19,504,649)	84,523 (79,469)	5,611 (4,637)	150,190 (138,651)	1,512.0 (980.0)	325,603.0 (302,716.0)	36,840.5 (29,755.0)	1.59 (1.55)	32,803 (31,230)	44.9 (43.8)

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
民間企業	325,603.0 (302,716.0)	74,273 (70,180)	4,065 (3,339)	113,432 (107,466)	266,043 (251,165)	27,348 (22,212)	10,250 (9,289)	1,546 (1,298)	31,517 (27,942)	53,563 (47,818)	7,453 (6,218)	5,241 (3,243)	1,512.0 (980.0)	5,997.0 (3,733.0)	2,039.5 (1,325.0)

#### [1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成19年6月2日から平成20年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ( )内は平成19年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### [1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ④d欄の精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa.c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成19年6月2日から平成20年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は平成19年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。



(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	73,042 (71,224)	20,499,012 (19,504,649)	84,523 (79,469)	5,611 (4,637)	150,190 (138,651)	1,512.0 (980.0)	325,603.0 (302,716.0)	36,840.5 (29,755.0)	1.59% (1.55)	32,803 (31,230)	44.9% (43.8)
56~99人	27,519 (25,746)	2,029,389 (1,967,939)	6,600 (6,484)	674 (604)	14,924 (14,576)	197.0 (157.0)	28,896.5 (28,226.5)	2,424.0 (2,489.5)	1.42% (1.43)	12,350 (11,981)	44.9% (44.8)
100~299人	32,634 (31,967)	4,918,791 (4,815,853)	15,040 (14,499)	1,404 (1,165)	33,881 (32,122)	500.0 (365.0)	55,615.0 (52,467.5)	6,871.0 (6,079.5)	1.43% (1.30)	14,902 (14,179)	45.7% (44.4)
300~499人	5,957 (5,829)	2,062,167 (2,012,944)	8,168 (7,661)	598 (515)	14,771 (14,042)	192.0 (142.0)	31,801.0 (29,950.0)	3,280.5 (3,202.5)	1.54% (1.49)	2,594 (2,371)	43.5% (40.8)
500~999人	4,106 (3,969)	2,593,501 (2,508,349)	10,796 (10,409)	708 (605)	18,828 (17,826)	147.0 (96.0)	41,201.5 (39,297.0)	4,328.0 (3,994.0)	1.59% (1.57)	1,718 (1,602)	41.9% (40.4)
1,000人以上	2,826 (2,705)	8,895,144 (8,194,564)	43,919 (40,416)	2,227 (1,748)	67,786 (60,085)	476.0 (220.0)	158,089.0 (142,775.0)	19,937.0 (13,989.5)	1.78% (1.74)	1,239 (1,097)	43.8% (40.1)

注：1000以上の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分	
規模計	325,603.0 (302,716.0)	74,273 (70,180)	4,065 (3,339)	113,432 (107,466)	266,043 (251,165)	27,348 (22,212)	10,250 (9,289)	1,546 (1,298)	31,517 (27,942)	53,563 (47,818)	7,453 (6,218)	5,241 (3,243)	1,512.0 (980.0)	5,997.0 (3,733.0)	2,039.5 (1,325.0)	
56~99人	28,896.5 (28,226.5)	4,744 (4,646)	394 (360)	9,763 (9,652)	19,645 (19,304)	280 (244)	1,856 (1,838)	280 (244)	4,666 (4,534)	8,658 (8,464)	495 (390)	197.0 (157.0)	593.5 (468.5)			
100~299人	55,615.0 (52,467.5)	12,573 (12,153)	904 (740)	25,492 (24,660)	51,542 (49,706)	500.0 (365.0)	2,467 (2,346)	600 (425)	7,309 (6,723)	12,743 (11,840)	1,050 (789)	500.0 (365.0)	1,330.0 (921.5)			
300~499人	31,801.0 (29,950.0)	7,114 (6,737)	407 (363)	11,234 (10,587)	25,869 (24,714)	192.0 (162)	1,054 (924)	191 (162)	2,971 (2,757)	5,270 (4,767)	566 (398)	192.0 (142.0)	662.0 (469.0)			
500~999人	41,201.5 (39,297.0)	9,881 (9,549)	558 (474)	14,452 (14,223)	34,772 (33,795)	147.0 (96.0)	915 (860)	150 (131)	3,644 (3,194)	5,624 (5,015)	702 (499)	147.0 (96.0)	605.5 (497.0)			
1,000人以上	158,089.0 (142,775.0)	39,961 (37,095)	1,802 (1,412)	52,491 (48,044)	134,215 (123,646)	476.0 (220.0)	3,958 (3,321)	425 (336)	12,927 (10,764)	21,268 (17,742)	2,368 (1,277)	476.0 (220.0)	2,806.0 (1,387.0)			

注：1000以上の表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用者数 の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 ②÷①×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5				F. うち新規雇用分
産業計	73,042	20,499,012	84,523	5,611	150,190	1,512.0	325,603.0	36,840.5	1.59	32,803	44.9
	( 71,224 )	( 19,504,649 )	( 79,469 )	( 4,637 )	( 138,651 )	( 980.0 )	( 302,716.0 )	( 29,755.0 )	( 1.55 )	( 31,230 )	( 43.8 )
農、林、漁業	163	20,166	73	6	225	0.0	377.0	29.0	1.87	100	61.3
	( 155 )	( 20,007 )	( 70 )	( 4 )	( 210 )	( 1.0 )	( 354.5 )	( 24.5 )	( 1.77 )	( 84 )	( 54.2 )
鉱業	49	7,963	29	0	62	0.0	120.0	0.0	0.0	0	0.0
	( 41 )	( 7,373 )	( 26 )	( 0 )	( 56 )	( 0.0 )	( 106.0 )	( 0.0 )	( 1.49 )	( 20 )	( 48.8 )
建設業	2,257	561,090	2,399	37	3,489	7.0	8,327.5	594.0	1.48	1,038	46.0
	( 2,251 )	( 559,693 )	( 2,316 )	( 29 )	( 3,528 )	( 1.0 )	( 8,189.5 )	( 549.0 )	( 1.46 )	( 1,007 )	( 44.7 )
製造業	21,614	6,561,838	31,359	773	51,533	153.0	116,100.5	8,549.0	1.75	11,852	55.3
	( 21,260 )	( 6,428,236 )	( 30,422 )	( 665 )	( 49,642 )	( 118.0 )	( 111,110.0 )	( 7,697.0 )	( 1.73 )	( 11,053 )	( 54.6 )
電気・ガス・熱供給・水道業	189	185,781	932	6	1,625	0.0	3,495.0	137.0	1.88	88	45.5
	( 211 )	( 188,400 )	( 926 )	( 9 )	( 1,640 )	( 0.0 )	( 3,501.0 )	( 112.0 )	( 1.86 )	( 91 )	( 43.1 )
情報通信業	3,697	1,215,555	4,530	89	6,232	30.0	15,396.0	1,949.5	1.77	792	21.6
	( 3,425 )	( 1,132,043 )	( 4,004 )	( 78 )	( 5,484 )	( 17.0 )	( 13,678.5 )	( 1,060.5 )	( 1.70 )	( 700 )	( 20.4 )
運輸業	4,714	1,165,153	4,530	292	11,027	95.0	20,426.5	1,803.0	1.75	2,403	51.0
	( 4,603 )	( 1,087,722 )	( 4,196 )	( 245 )	( 9,902 )	( 50.0 )	( 18,564.0 )	( 1,681.5 )	( 1.71 )	( 2,350 )	( 51.1 )
卸売・小売業	13,001	3,513,134	11,555	1,494	23,215	397.0	48,012.5	6,874.5	1.97	306	30.1
	( 12,816 )	( 3,428,725 )	( 10,930 )	( 1,351 )	( 21,487 )	( 244.0 )	( 44,820.0 )	( 5,160.5 )	( 1.91 )	( 2,091 )	( 31.5 )
金融・保険・不動産業	2,191	1,393,085	5,811	149	9,392	14.0	21,170.0	2,401.0	1.52	683	31.2
	( 2,192 )	( 1,356,965 )	( 5,536 )	( 129 )	( 8,882 )	( 6.0 )	( 20,085.5 )	( 2,317.5 )	( 1.48 )	( 630 )	( 28.7 )
飲食店・宿泊業	1,985	519,069	1,703	347	3,819	70.0	7,607.0	803.0	1.47	782	39.4
	( 1,902 )	( 492,846 )	( 1,588 )	( 271 )	( 3,601 )	( 37.0 )	( 7,066.5 )	( 742.0 )	( 1.43 )	( 727 )	( 38.2 )
医療・福祉	9,164	1,485,544	7,410	1,186	12,548	396.0	28,752.0	3,483.5	1.94	5,262	57.4
	( 8,814 )	( 1,391,606 )	( 6,939 )	( 968 )	( 11,443 )	( 329.0 )	( 26,453.5 )	( 3,252.0 )	( 1.90 )	( 4,955 )	( 56.2 )
教育・学習支援業	1,560	336,876	1,265	59	1,889	14.0	4,485.0	563.5	1.61	618	39.6
	( 1,520 )	( 323,714 )	( 1,200 )	( 38 )	( 1,752 )	( 11.0 )	( 4,195.5 )	( 389.0 )	( 1.60 )	( 575 )	( 37.3 )
複合サービス事業	924	296,696	1,070	59	2,097	9.0	4,300.5	324.5	1.45	383	41.5
	( 944 )	( 296,585 )	( 1,058 )	( 45 )	( 1,983 )	( 8.0 )	( 4,148.0 )	( 346.0 )	( 1.40 )	( 386 )	( 40.9 )
サービス業	11,534	3,237,060	11,857	1,114	23,037	537.0	49,033.5	10,735.0	1.9	4,777	37.8
	( 11,082 )	( 2,798,731 )	( 10,265 )	( 804 )	( 19,735 )	( 169.0 )	( 40,529.0 )	( 8,713.0 )	( 1.67 )	( 3,740 )	( 36.4 )

注 1 (1)①の表と同じ  
※ 産業計はその他分類不能の産業を含む。

② 障害種別雇用状況

区分	①障害者の数 人	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
産業計	325,603.0 (302,716.0)	74,273 (70,180)	4,065 (3,339)	113,432 (107,466)	266,043 (251,165)	27,348 (22,212)	10,250 (9,289)	1,546 (1,298)	31,517 (27,942)	53,563 (47,818)	7,453 (6,218)	5,241 (3,243)	1,512.0 (980.0)	5,997.0 (3,733.0)	2,039.5 (1,325.0)
製鉄・冶金	377.0 (354.5)	51 (51)	5 (3)	106 (119)	243 (224)		22 (19)	1 (1)	83 (87)	128 (126)		6 (4)	0.0 (1.0)	6.0 (4.5)	
鉱業	120.0 (108.0)	29 (26)	0 (0)	61 (52)	119 (104)		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	
建設業	8,327.5 (8,149.5)	2,357 (2,276)	30 (25)	3,309 (3,379)	8,053 (7,956)		42 (40)	7 (4)	96 (94)	187 (178)		84 (55)	7.0 (1.0)	87.5 (55.5)	
製造業	115,100.5 (111,110.0)	27,806 (27,196)	594 (491)	38,872 (38,066)	95,078 (92,949)		3,553 (3,228)	179 (174)	11,300 (10,552)	18,586 (17,328)		81 (74)	153.0 (118.0)	147.5 (93.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	3,495.0 (3,501.0)	921 (915)	6 (9)	1,527 (1,548)	3,375 (3,387)		11 (11)	0 (0)	68 (65)	90 (87)		30 (27)	0.0 (0.0)	30.0 (27.0)	
情報通信業	15,398.0 (13,578.5)	4,436 (3,928)	87 (77)	5,559 (5,057)	14,518 (12,966)		94 (79)	2 (3)	238 (184)	428 (351)		43 (23)	30.0 (17.0)	45.0 (21.5)	
運輸業	20,426.5 (19,564.0)	4,110 (3,547)	226 (187)	9,188 (8,585)	17,634 (16,466)		420 (349)	66 (58)	1,617 (1,164)	2,523 (1,920)		222 (153)	95.0 (50.0)	269.5 (178.0)	
卸売・小売業	48,012.5 (44,520.0)	9,780 (9,314)	1,140 (1,039)	15,088 (14,657)	35,788 (34,224)		1,775 (1,516)	354 (312)	7,176 (6,334)	11,380 (9,875)		153 (97)	17.0 (8.0)	146.5 (118.0)	
金融・保険・不動産業	21,170.0 (20,085.5)	5,752 (5,456)	137 (116)	9,020 (8,633)	20,661 (19,721)		59 (50)	12 (13)	190 (153)	320 (266)		182 (96)	14.0 (5.0)	189.0 (98.5)	
飲食店・宿泊業	7,607.0 (7,066.5)	1,073 (1,009)	194 (149)	1,916 (1,823)	4,256 (3,990)		630 (579)	163 (122)	1,773 (1,699)	2,516 (2,070)		130 (79)	70.0 (37.0)	165.0 (97.5)	
医療・福祉	28,752.0 (26,453.5)	6,091 (5,750)	675 (550)	8,613 (8,014)	21,470 (20,064)		1,319 (1,189)	511 (418)	3,400 (3,032)	6,549 (5,828)		535 (397)	396.0 (329.0)	733.0 (561.5)	
教育・学習支援業	4,485.0 (4,195.5)	1,217 (1,143)	51 (31)	1,721 (1,620)	4,206 (3,937)		48 (37)	8 (7)	124 (107)	228 (200)		44 (35)	141.0 (105.0)	153.0 (98.5)	
社会サービス事業	4,300.5 (4,148.0)	962 (952)	34 (22)	1,714 (1,690)	3,672 (3,616)		108 (106)	25 (23)	287 (262)	528 (497)		96 (31)	9.0 (8.0)	100.5 (35.0)	
サービス業	48,033.5 (40,528.5)	9,688 (8,286)	886 (639)	16,710 (14,317)	36,972 (31,328)		2,169 (1,969)	228 (165)	5,164 (4,193)	9,700 (8,246)		163 (125)	397.0 (169.0)	1,331.5 (704.5)	

注 1 (1) ①の表と同一  
\* 業種別は必ずしも分類下位の業種を含む。

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					E 計 A×2+B+C+D ×0.5	Fのうち新規雇用分	④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A 重度身体障害者及び重度知的障害者	B 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D 精神障害者である短時間労働者						
製造業計	企業 21,614 (21,260)	人 6,561,838 (6,428,236)	人 31,359 (30,422)	人 773 (665)	人 51,533 (49,542)	人 153.0 (118.0)	人 115,100.5 (111,110.0)	人 8,548.0 (7,697.0)	% 1.75 (1.73)	企業 11,952 (11,603)	% 55.3 (54.6)	
食料品・たばこ	企業 3,149 (3,034)	人 756,779 (730,650)	人 3,148 (3,011)	人 201 (169)	人 8,409 (7,940)	人 45.0 (43.0)	人 14,929.0 (14,152.5)	人 1,116.5 (1,073.5)	% 1.97 (1.94)	企業 2,018 (1,887)	% 64.1 (62.2)	
繊維・衣服	970 (1,021)	175,236 (181,008)	842 (884)	29 (33)	1,694 (1,741)	14.0 (3.0)	3,414.0 (3,543.5)	195.5 (243.5)	1.95 (1.98)	610 (654)	64.0 (63.7)	
木材・家具	445 (457)	76,248 (76,262)	325 (339)	10 (10)	806 (804)	0.0 (0.0)	1,468.0 (1,492.0)	70.0 (63.0)	1.93 (1.96)	289 (297)	64.9 (65.0)	
パルプ・紙・印刷	1,785 (1,778)	350,629 (349,571)	1,546 (1,538)	43 (42)	2,798 (2,711)	5.0 (12.0)	5,235.5 (5,835.0)	397.5 (391.0)	1.89 (1.87)	949 (947)	53.2 (53.7)	
化学工業	2,229 (2,180)	796,257 (776,167)	3,488 (3,268)	95 (84)	5,970 (5,672)	19.0 (11.0)	13,050.5 (12,297.5)	1,099.5 (943.0)	1.64 (1.58)	1,059 (1,038)	47.5 (47.6)	
窯業・土石	633 (651)	144,929 (155,575)	585 (608)	16 (11)	1,253 (1,344)	1.0 (0.0)	2,430.5 (2,521.0)	178.5 (182.0)	1.99 (1.94)	340 (345)	55.1 (53.2)	
鉄鋼	423 (411)	159,286 (146,673)	756 (658)	8 (4)	1,343 (1,297)	1.0 (1.0)	2,663.5 (2,617.5)	141.0 (153.0)	1.80 (1.78)	254 (241)	60.0 (58.6)	
非鉄金属	413 (374)	114,561 (115,851)	511 (531)	14 (19)	980 (912)	3.0 (0.0)	2,017.5 (1,987.0)	185.5 (132.0)	1.78 (1.72)	238 (223)	57.6 (56.2)	
金属製品	1,769 (1,737)	287,633 (266,544)	1,292 (1,300)	35 (41)	2,632 (2,610)	10.0 (5.0)	5,256.0 (5,253.5)	308.5 (347.0)	1.83 (1.83)	1,049 (1,023)	59.3 (58.9)	
電気機械	2,403 (2,482)	1,112,875 (1,162,673)	6,397 (6,701)	71 (76)	7,257 (7,388)	11.0 (11.0)	20,127.5 (20,611.0)	1,246.0 (1,236.0)	1.81 (1.80)	1,101 (1,138)	54.4 (53.5)	
その他機械	5,245 (5,071)	1,934,493 (1,864,346)	9,277 (8,828)	181 (130)	13,584 (12,801)	23.0 (19.0)	32,330.5 (30,596.5)	2,762.0 (2,187.0)	1.67 (1.64)	2,719 (2,579)	51.8 (50.9)	
その他	2,150 (2,064)	652,912 (582,916)	3,191 (2,756)	70 (62)	4,907 (4,322)	20.0 (13.0)	11,269.0 (9,821.0)	949.5 (737.0)	1.73 (1.70)	1,071 (1,012)	50.1 (49.4)	

注 1 (1)(2)の表と同じ

① 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	①障害者の数	②身体障害者の数				③知的障害者の数				④精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
製造業計	15,190.5 (112,119.0)	27,806 (27,196)	594 (481)	38,872 (38,066)	95,078 (92,949)	3,553 (3,226)	179 (174)	11,300 (10,552)	18,585 (17,178)	1,361 (924)	153.0 (118.0)	1437.5 (983.0)
食料品・飲酒	14,929.0 (14,152.5)	2,113 (2,068)	129 (116)	4,416 (4,242)	8,771 (8,494)	1,035 (943)	72 (53)	3,788 (3,550)	5,930 (5,489)	205 (148)	46.0 (43.0)	228.0 (169.5)
繊維・衣服	3,414.0 (3,343.5)	733 (754)	23 (25)	1,190 (1,220)	2,679 (2,763)	108 (130)	8 (8)	489 (497)	593 (66)	35 (34)	14.0 (9.0)	42.0 (26.5)
木材・家具	1,468.0 (1,492.0)	303 (313)	7 (9)	580 (581)	1,193 (1,216)	23 (26)	3 (1)	218 (217)	265 (270)	10 (6)	0.0 (0.0)	10.0 (6.0)
印刷・紙・印刷	5,935.5 (5,835.0)	1,431 (1,428)	33 (28)	2,179 (2,135)	5,074 (5,019)	115 (110)	10 (14)	540 (530)	780 (784)	19 (16)	6.0 (12.0)	31.5 (32.0)
化学工業	13,050.5 (12,297.5)	3,079 (2,959)	66 (55)	4,922 (4,765)	11,146 (10,738)	408 (309)	29 (29)	894 (805)	1,741 (1,452)	154 (102)	19.0 (11.0)	163.5 (107.5)
医薬・石油	2,439.5 (2,671.0)	515 (539)	12 (8)	974 (1,062)	2,016 (2,145)	70 (69)	4 (6)	280 (272)	404 (416)	19 (10)	1.0 (0.0)	19.5 (10.0)
紙産	2,863.5 (3,617.5)	712 (622)	8 (4)	1,219 (1,190)	2,651 (2,440)	44 (35)	0 (0)	98 (87)	186 (157)	26 (20)	1.0 (1.0)	26.5 (20.5)
非鉄金属	2,017.5 (1,987.0)	430 (478)	13 (12)	768 (758)	1,641 (1,726)	81 (53)	1 (1)	180 (142)	343 (249)	32 (17)	3.0 (0.0)	33.5 (12.0)
金属製品	5,256.0 (5,253.5)	1,008 (1,008)	35 (35)	1,859 (1,861)	3,910 (3,912)	284 (292)	0 (6)	727 (710)	1,295 (1,300)	46 (39)	10.0 (5.0)	51.0 (41.5)
電気機械	20,127.5 (20,871.5)	5,966 (6,291)	56 (61)	6,892 (6,148)	17,880 (18,789)	431 (410)	15 (15)	1,144 (1,094)	2,021 (1,927)	221 (148)	11.0 (11.0)	226.5 (153.5)
その他機械	32,330.5 (30,536.5)	8,540 (8,280)	160 (106)	11,054 (10,622)	28,494 (27,288)	637 (548)	21 (24)	2,142 (1,908)	3,437 (3,028)	388 (271)	23.0 (19.0)	399.5 (280.5)
その他	11,268.0 (9,892.5)	2,876 (2,455)	52 (35)	3,819 (3,484)	9,623 (8,429)	316 (301)	18 (15)	642 (740)	1,490 (1,359)	146 (99)	20.0 (15.0)	156.0 (104.5)

注：(1) ①の表と同一

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)		実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の割合(%)	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減
昭和 54 年	128,493		1.12		52.0	
55	135,228	6,735	1.13	0.01	51.6	△ 0.4
56	144,713	9,485	1.18	0.05	53.4	1.8
57	152,603	7,890	1.22	0.04	53.8	0.4
58	155,515	2,912	1.23	0.01	53.5	△ 0.3
59	159,909	4,394	1.25	0.02	53.6	0.1
60	168,276	8,367	1.26	0.01	53.5	△ 0.1
61	170,247	1,971	1.26	0.00	53.8	0.3
62	171,880	1,633	1.25	△ 0.01	53.0	△ 0.8
63	187,115	15,235	1.31	0.06	51.5	△ 1.5
	( 177,708 )	( 5,828 )	( 1.25 )	( 0.00 )		
平成 元 年	195,276	8,161	1.32	0.01	51.6	0.1
2	203,634	8,358	1.32	0.00	52.2	0.6
3	214,814	11,180	1.32	0.00	51.8	△ 0.4
4	229,627	14,813	1.36	0.04	51.9	0.1
5	240,985	11,358	1.41	0.05	51.4	△ 0.5
	( 237,621 )	( 7,994 )	( 1.39 )	( 0.03 )		
6	245,348	4,363	1.44	0.03	50.4	△ 1.0
7	247,077	1,729	1.45	0.01	50.6	0.2
8	247,982	905	1.47	0.02	50.5	△ 0.1
9	250,030	2,048	1.47	0.00	50.2	△ 0.3
10	251,443	1,413	1.48	0.01	50.1	△ 0.1
11	254,562	3,119	1.49	0.01	44.7	△ 5.4
	( 249,920 )	( △ 1,523 )	( 1.48 )	( 0.00 )		
12	252,836	△ 1,726	1.49	0.00	44.3	△ 0.4
13	252,870	34	1.49	0.00	43.7	△ 0.6
14	246,284	△ 6,586	1.47	△ 0.02	42.5	△ 1.2
15	247,093	809	1.48	0.01	42.5	0.0
16	257,939	10,846	1.46	△ 0.02	41.7	△ 0.8
17	269,066	11,127	1.49	0.03	42.1	0.4
18	283,750.5	14,684.5	1.52	0.03	43.4	1.3
	( 281,833 )	( 12,767 )	( 1.51 )	( 0.02 )		
19	302,716.0	18,965.5	1.55	0.03	43.8	0.4
20	325,603.0	22,887.0	1.59	0.04	44.9	1.1

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

昭和63年～平成4年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

知的障害者

平成5年～平成17年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、

重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年

身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、

知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、

精神障害者、

重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者

（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

注2

（ ）内は、それぞれ制度改正前の前年度と同じ方法により計算した数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	50.5人以上	
規模計	40,239 (100.0%)	24,792 (61.6%)	8,768 (21.8%)	3,143 (7.8%)	1,636 (4.1%)	1,498 (3.7%)	300 (0.7%)	81 (0.2%)	21 (0.1%)	25,297 (62.9%)
50-99人	15,169 (100.0%)	15,169 (100.0%)	—	—	—	—	—	—	—	15,112 (99.6%)
100-299人	17,732 (100.0%)	8,161 (46.0%)	7,274 (41.0%)	1,752 (9.9%)	477 (2.7%)	68 (0.4%)	—	—	—	9,952 (56.1%)
300-499人	3,363 (100.0%)	792 (23.6%)	839 (24.9%)	749 (22.3%)	557 (16.6%)	428 (12.7%)	—	—	—	208 (6.1%)
500-999人	2,388 (100.0%)	465 (19.5%)	458 (19.2%)	456 (19.1%)	408 (17.1%)	537 (22.5%)	83 (2.6%)	—	—	22 (0.9%)
1,000人以上	1,587 (100.0%)	205 (12.9%)	197 (12.4%)	186 (11.7%)	193 (12.2%)	467 (29.4%)	237 (14.9%)	81 (5.1%)	21 (1.3%)	5 (0.3%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

## (6) 都道府県別の実雇用率等の状況

注1 都道府県別の状況は、①～③欄については、企業の主たる事務所(特例子会社及び関係会社特例の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

2 「(参考)事業所所在地による集計」は、事業所(雇用保険適用事業所)単位にその所在する都道府県において集計したものである。

都道府県名	①実雇用率	(対前年増減)	②法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	③法定雇用率達成企業の数	(参考)事業所所在地による集計の実雇用率	(対前年増減)
全国	1.59	0.04	44.9	1.1	32,803 / 73,042	1.59	0.04
北海道	1.74	0.04	49.5	1.6	1,257 / 2,541	1.77	0.03
青森	1.57	0.01	42.6	△0.7	293 / 688	1.57	0.02
岩手	1.74	0.02	48.7	△1.6	362 / 743	1.73	0.04
宮城	1.58	0.01	45.4	△0.2	519 / 1,143	1.58	0.04
秋田	1.51	△0.04	52.1	△1.4	303 / 582	1.51	△0.09
山形	1.51	0.01	49.9	△0.5	365 / 731	1.51	0.01
福島	1.54	0.06	44.3	0.3	491 / 1,109	1.52	0.06
茨城	1.54	0.00	51.8	0.8	574 / 1,108	1.61	0.05
栃木	1.48	△0.09	43.3	△5.0	368 / 850	1.55	△0.05
群馬	1.50	0.02	47.4	0.2	481 / 1,015	1.58	△0.03
埼玉	1.50	0.04	41.0	0.9	878 / 2,141	1.58	0.03
千葉	1.52	0.02	47.7	2.7	775 / 1,626	1.56	0.03
東京	1.51	0.05	29.9	1.3	4,823 / 16,112	1.41	0.08
神奈川	1.49	0.04	43.0	1.8	1,449 / 3,371	1.71	0.07
新潟	1.54	0.01	48.6	1.0	687 / 1,413	1.57	0.00
富山	1.65	0.05	59.4	2.1	488 / 821	1.65	0.05
石川	1.62	0.05	51.7	3.5	408 / 789	1.69	0.03
福井	2.02	0.06	53.6	2.2	294 / 548	1.98	0.11
山梨	1.52	△0.10	47.4	△4.9	209 / 441	1.57	△0.07
長野	1.69	0.01	56.7	3.4	737 / 1,299	1.70	0.02
岐阜	1.68	0.08	54.1	0.1	623 / 1,151	1.70	0.07
静岡	1.63	0.03	49.7	0.5	1,113 / 2,241	1.64	0.04
愛知	1.53	0.05	41.7	0.7	1,956 / 4,690	1.53	0.03
三重	1.49	0.07	50.2	3.7	416 / 829	1.55	0.08
滋賀	1.65	0.00	54.2	△1.4	330 / 609	1.73	0.10
京都	1.76	0.05	48.0	2.3	667 / 1,389	1.74	0.02
大阪	1.59	0.03	42.8	0.6	2,605 / 6,081	1.59	0.01
兵庫	1.76	0.01	54.9	△0.9	1,377 / 2,510	1.81	0.02
奈良	1.85	0.04	55.1	△0.1	221 / 401	1.97	0.02
和歌山	1.98	△0.01	53.5	△0.3	215 / 402	2.10	0.04
鳥取	1.78	0.00	60.5	2.6	211 / 349	1.73	0.00
島根	1.78	0.08	62.4	3.4	254 / 407	1.76	0.07
岡山	1.79	0.05	55.4	0.5	596 / 1,076	1.81	0.05
広島	1.70	0.10	48.3	3.1	848 / 1,757	1.68	0.08
山口	2.22	0.05	54.8	0.3	379 / 691	2.17	0.09
徳島	1.53	0.04	47.2	1.9	161 / 341	1.55	0.03
香川	1.57	△0.01	58.3	0.2	361 / 619	1.74	△0.01
愛媛	1.65	0.04	54.5	2.7	389 / 714	1.68	0.04
高知	1.67	0.05	52.8	2.4	196 / 371	1.74	0.06
福岡	1.66	0.03	51.5	3.0	1,392 / 2,703	1.70	0.03
佐賀	2.13	0.11	70.9	6.2	316 / 446	2.07	0.12
長崎	2.01	△0.01	58.0	△0.1	379 / 654	2.13	0.06
熊本	1.91	0.00	56.4	1.2	526 / 932	1.93	△0.10
大分	2.20	0.04	62.6	2.1	369 / 589	2.60	0.11
宮崎	1.97	0.03	63.3	1.5	354 / 559	2.20	0.11
鹿児島	1.89	△0.02	58.5	1.7	483 / 826	1.91	0.00
沖縄	1.69	0.05	48.1	1.7	305 / 634	1.69	0.08



## (7) 特例子会社の状況

### ① 概況

区分	特例子会社数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数				
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5
特例子会社	242	11,476	4,302	62	3,274	41.0	11,960.5
	( 242 )	( 10,441 )	( 3,865 )	( 37 )	( 2,737 )	( 11.0 )	( 10,509.5 )

注：1) ③の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

### ② 障害種別雇用状況

区分	障害者の数	② 身体障害者の数				③ 知的障害者の数				④ 精神障害者の数		
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5
特例子会社	11,960.5	2,911	31	1,254	7,107	1,391	31	1,799	4,612	221	41.0	241.5
	( 10,509.5 )	( 2,754 )	( 19 )	( 1,112 )	( 6,639 )	( 1,111 )	( 18 )	( 1,481 )	( 3,721 )	( 144 )	( 11.0 )	( 149.5 )

注：1) ③の表と同じ

※ 本表は、親会社分を含まない、特例子会社分のみを集計である。

参考) 平成20年10月末現在の状況

- 特例子会社数 244社
- グループ適用を受けているグループ数 98グループ

### ◎ 「特例子会社」制度とは

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8%）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。  
その特例である「特例子会社」制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

## 2 国、地方公共団体における在職状況

### (1) 国の機関（法定雇用率2.1%）

#### ① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
計	機関 38 ( 39 )	299,851 ( 301,926 )	881 ( 844 )	41 ( 40 )	4,745 ( 4,814 )	0.0 ( 0.0 )	6,548.0 ( 6,542.0 )	156.0 ( 141.0 )	2.18 ( 2.17 )	機関 38 ( 39 )	100.0 ( 100.0 )
行政機関	機関 29 ( 30 )	272,626 ( 274,816 )	820 ( 783 )	41 ( 40 )	4,248 ( 4,319 )	0.0 ( 0.0 )	5,929.0 ( 5,925 )	150.0 ( 134.0 )	2.17 ( 2.16 )	機関 29 ( 30 )	100.0 ( 100.0 )
立法機関	5 ( 5 )	3,256 ( 3,302 )	6 ( 7 )	0 ( 0 )	56 ( 58 )	0.0 ( 0.0 )	70.0 ( 72.0 )	0.0 ( 0.0 )	2.15 ( 2.18 )	5 ( 5 )	100.0 ( 100.0 )
司法機関	4 ( 4 )	23,969 ( 23,806 )	55 ( 54 )	0 ( 0 )	439 ( 437 )	0.0 ( 0.0 )	549.0 ( 545.0 )	5.0 ( 6.0 )	2.29 ( 2.29 )	4 ( 4 )	100.0 ( 100.0 )

#### ② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	6,548.0 ( 6,542.0 )	870 ( 841 )	39 ( 40 )	4,585 ( 4,736 )	6,364 ( 6,458 )	86 ( 129 )	11 ( 3 )	2 ( 0 )	77 ( 24 )	101 ( 30 )	61 ( 11 )	83 ( 54 )	0.0 ( 0.0 )	83.0 ( 54.0 )	9.0 ( 1.0 )
行政機関	5,929.0 ( 5,925.0 )	809 ( 780 )	39 ( 40 )	4,092 ( 4,243 )	5,749 ( 5,843 )	81 ( 123 )	11 ( 3 )	2 ( 0 )	75 ( 23 )	99 ( 29 )	60 ( 10 )	81 ( 53 )	0.0 ( 0.0 )	81.0 ( 53.0 )	9.0 ( 1.0 )
立法機関	70.0 ( 72.0 )	6 ( 7 )	0 ( 0 )	56 ( 56 )	68 ( 70 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )
司法機関	549.0 ( 545.0 )	55 ( 54 )	0 ( 0 )	437 ( 437 )	547 ( 545 )	5 ( 6 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	2 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )	2.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )

#### 〔2(1)①表の注〕

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当する者としており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- F欄の「うち新規雇用分」は平成19年6月2日から平成20年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ( )内は平成19年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### 〔2(1)②表の注〕

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- ④d欄の精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ②③のa欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のb欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- ②③④f欄の「うち新規雇用分」は平成19年6月2日から平成20年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- ( )内は平成19年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

(2) 都道府県の機関 (法定雇用率2.1%)

1 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
計	機関 160	人 326,448	人 1,988	人 42	人 3,950	人 1.0	人 7,968.5	人 195.5	% 2.44	機関 152	% 95.0
	( 160 )	( 334,373 )	( 2,012 )	( 32 )	( 4,038 )	( 0.0 )	( 8,094.0 )	( 155.0 )	( 2.42 )	( 151 )	( 92.6 )
都道府県知事部局	機関 47	人 267,644	人 1,657	人 21	人 3,220	人 1.0	人 6,555.5	人 119.5	% 2.45	機関 47	% 100.0
	( 47 )	( 275,651 )	( 1,680 )	( 18 )	( 3,332 )	( 0.0 )	( 6,710.0 )	( 100.0 )	( 2.43 )	( 47 )	( 100.0 )
その他の都道府県機関	113	58,804	331	21	730	0.0	1,413.0	76.0	2.40	105	92.9
	( 116 )	( 58,722 )	( 332 )	( 14 )	( 706 )	( 0.0 )	( 1,384.0 )	( 56.0 )	( 2.36 )	( 104 )	( 89.7 )

注：①④⑤の表と同じ

2 障害種別在职状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	d. 計 a×2+b+c	e. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	d. 計 a×2+b+c	e. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	7,968.5	1,984	42	3,885	7,895	189	4	0	13	21	5	52	1.0	52.5	1.5
	( 8,094.0 )	( 2,010 )	( 32 )	( 3,995 )	( 8,047 )	( 147 )	( 2 )	( 0 )	( 9 )	( 13 )	( 7 )	( 34 )	( 0.0 )	( 34.0 )	( 1.0 )
都道府県知事部局	6,555.5	1,653	21	3,181	6,508	113	4	0	13	21	5	26	1.0	26.5	1.5
	( 6,710.0 )	( 1,678 )	( 18 )	( 3,308 )	( 6,682 )	( 92 )	( 2 )	( 0 )	( 9 )	( 13 )	( 7 )	( 15 )	( 0.0 )	( 15.0 )	( 1.0 )
その他の都道府県機関	1,413.0	331	21	704	1,387	76	0	0	0	0	0	26	0.0	26.0	0.0
	( 1,384.0 )	( 332 )	( 14 )	( 687 )	( 1,366 )	( 56 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 19 )	( 0.0 )	( 19.0 )	( 0.0 )

注：①④⑤の表と同じ

(3) 市町村の機関（法定雇用率2.1%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 ②÷③×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				⑦ うち新規雇用分
市町村の機関	機関 2,512 (2,585)	人 962,319 (968,172)	人 5,696 (5,647)	人 160 (133)	人 10,839 (10,677)	人 12.0 (16.0)	人 22,397.0 (22,112.0)	人 893.0 (758.0)	% 2.33 (2.28)	機関 2,107 (2,097)	% 83.9 (81.1)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
市町村の機関	人 22,397.0 (22,112.0)	人 5,670 (5,629)	人 142 (115)	人 10,344 (10,345)	人 21,826 (21,718)	人 779 (716)	人 26 (18)	人 18 (18)	人 253 (171)	人 323 (225)	人 95 (32)	人 242 (161)	人 12.0 (16.0)	人 248.0 (169.0)	人 19.0 (10.0)

注 2(1)②の表と同じ

(4) 法定雇用率2.0%が適用される都道府県等の教育委員会（法定雇用率2.0%）

① 概況

区分	機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
計	機関 141 (144)	646,933 (648,285)	2,820 (2,722)	64 (55)	4,755 (4,540)	0.0 (0.0)	10,459.0 (10,039.0)	433.0 (272.0)	1.62 (1.55)	機関 78 (78)	55.3 (54.2)
都道府県教育委員会	機関 47 (47)	553,373 (556,492)	2,374 (2,297)	57 (51)	3,962 (3,743)	0.0 (0.0)	8,767.0 (8,388.0)	322.0 (174.0)	1.58 (1.61)	機関 4 (2)	8.5 (4.3)
市町村教育委員会	94 (97)	92,560 (91,793)	446 (425)	7 (4)	793 (797)	0.0 (0.0)	1,692.0 (1,651.0)	111.0 (98.0)	1.83 (1.60)	74 (75)	78.7 (78.4)

注 ①①②の表と同じ

② 障害種別別在職状況

区分	障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間勤務職員	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	10,459.0 (10,039.0)	2,818 (2,721)	62 (55)	4,679 (4,503)	10,377 (10,000)	408 (264)	2 (1)	2 (0)	30 (10)	36 (12)	23 (7)	46 (27)	0.0 (0.0)	46.0 (27.0)	2.0 (1.0)
都道府県教育委員会	8,767.0 (8,388.0)	2,373 (2,297)	55 (51)	3,899 (3,715)	8,700 (8,360)	301 (170)	1 (0)	2 (0)	27 (8)	31 (8)	21 (3)	36 (20)	0.0 (0.0)	36.0 (20.0)	0.0 (1.0)
市町村教育委員会	1,692.0 (1,651.0)	445 (424)	7 (4)	780 (788)	1,677 (1,640)	107 (94)	1 (1)	0 (0)	3 (2)	5 (4)	2 (4)	10 (7)	0.0 (0.0)	10.0 (7.0)	2.0 (0.0)

注 ②①③の表と同じ

### 3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.1%)

#### ① 概況

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成法人の数	⑥ 法定雇用率達成法人の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
計	法人 248 ( 247 )	人 243,297 ( 454,409 )	人 1,326 ( 2,141 )	人 45 ( 166 )	人 2,298 ( 4,467 )	人 9.0 ( 31.0 )	人 4,999.5 ( 8,930.5 )	人 740.5 ( 2,209.5 )	% 2.05 ( 1.97 )	法人 181 ( 150 )	% 73.0 ( 60.7 )
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	100 ( 103 )	120,365 ( 338,157 )	689 ( 1,577 )	17 ( 143 )	1,324 ( 3,587 )	7.0 ( 30.0 )	2,722.5 ( 6,899.0 )	351.5 ( 1,876.0 )	2.26 ( 2.04 )	84 ( 75 )	84.0 ( 72.8 )
国立大学法人等	90 ( 91 )	103,173 ( 99,591 )	549 ( 490 )	26 ( 18 )	820 ( 748 )	2.0 ( 1.0 )	1,945.0 ( 1,746.5 )	347.0 ( 303.5 )	1.89 ( 1.75 )	58 ( 40 )	64.4 ( 44.0 )
地方独立行政法人等	58 ( 53 )	19,759 ( 16,661 )	88 ( 74 )	2 ( 5 )	154 ( 132 )	0.0 ( 0.0 )	332.0 ( 285.0 )	42.0 ( 30.0 )	1.68 ( 1.71 )	39 ( 35 )	67.2 ( 66.0 )

注 1(1)①の表と同じ

#### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数					③ 知的障害者の数					④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	e. 計 a×2+b+c	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
計	人 4,999.5 ( 8,930.5 )	人 1,262 ( 2,055 )	人 44 ( 163 )	人 2,024 ( 3,747 )	人 4,592 ( 8,020 )	人 594 ( 1,701 )	人 64 ( 86 )	人 1 ( 3 )	人 101 ( 331 )	人 230 ( 506 )	人 104 ( 311 )	人 173 ( 389 )	人 9.0 ( 31.0 )	人 177.5 ( 404.5 )	人 42.5 ( 197.5 )
独立行政法人等(国立大学法人等を除く)	2,722.5 ( 6,899.0 )	674 ( 1,513 )	16 ( 141 )	1,171 ( 2,944 )	2,535 ( 6,111 )	309 ( 1,422 )	15 ( 64 )	1 ( 2 )	53 ( 308 )	84 ( 438 )	25 ( 277 )	100 ( 335 )	7.0 ( 30.0 )	103.5 ( 350.0 )	17.5 ( 177.0 )
国立大学法人等	1,945.0 ( 1,746.5 )	504 ( 489 )	26 ( 18 )	703 ( 674 )	1,737 ( 1,830 )	248 ( 248 )	46 ( 21 )	0 ( 0 )	17 ( 25 )	17 ( 6 )	0 ( 0 )	70 ( 51 )	3.0 ( 1.5 )	71.0 ( 51.5 )	28.0 ( 20.0 )
地方独立行政法人等	332.0 ( 285.0 )	84 ( 73 )	2 ( 4 )	150 ( 129 )	320 ( 279 )	37 ( 30 )	4 ( 1 )	0 ( 1 )	1 ( 0 )	9 ( 3 )	5 ( 0 )	3 ( 3 )	0.0 ( 0.0 )	3.0 ( 3.0 )	0.0 ( 0.0 )

※ 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第6号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第7号から第8号までの法人を指す。

## 4 公的機関の各機関の状況

### (1) 国の機関の状況（法定雇用率2.1%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
国の機関合計	299,851	6,548.0	2.18	0.0	
行政機関合計	272,626	5,929.0	2.17	0.0	
内閣官房	664	15.0	2.26	0.0	
内閣法制局	71	1.0	1.41	0.0	
内閣府	2,388	51.0	2.14	0.0	
宮内庁	780	21.0	2.69	0.0	
公正取引委員会	748	16.0	2.14	0.0	
警察庁	1,631	40.0	2.45	0.0	
金融庁	1,397	30.0	2.15	0.0	
総務省	5,167	110.0	2.13	0.0	特例承認あり(注4)
法務省	31,813	684.0	2.15	0.0	
公安調査庁	1,496	40.0	2.67	0.0	
外務省	5,603	118.0	2.11	0.0	
財務省	10,858	234.0	2.16	0.0	
国税庁	54,591	1,177.0	2.16	0.0	
文部科学省	2,177	49.0	2.25	0.0	特例承認あり(注4)
厚生労働省	41,255	943.0	2.29	0.0	
社会保険庁	15,843	334.0	2.11	0.0	
農林水産省	19,847	421.0	2.12	0.0	
林野庁	4,328	92.0	2.13	0.0	
水産庁	502	11.0	2.19	0.0	
経済産業省	5,588	119.0	2.13	0.0	特例承認あり(注4)
特許庁	2,851	62.0	2.17	0.0	
国土交通省	36,003	784.0	2.18	0.0	
気象庁	4,432	94.0	2.12	0.0	
海上保安庁	90	3.0	3.33	0.0	
海難審判庁	215	5.0	2.33	0.0	
環境省	1,168	26.0	2.23	0.0	
防衛省	19,199	406.0	2.11	0.0	
人事院	661	14.0	2.12	0.0	
会計検査院	1,260	29.0	2.30	0.0	
立法機関合計	3,256	70.0	2.15	0.0	
衆議院事務局	1,231	27.0	2.19	0.0	
衆議院法制局	70	1.0	1.43	0.0	
参議院事務局	976	21.0	2.15	0.0	
参議院法制局	71	1.0	1.41	0.0	
国立国会図書館	908	20.0	2.20	0.0	
司法機関合計	23,969	549.0	2.29	0.0	
最高裁判所	1,018	24.0	2.36	0.0	
高等裁判所	1,765	43.0	2.44	0.0	
地方裁判所	16,314	369.0	2.26	0.0	
家庭裁判所	4,872	113.0	2.32	0.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の省庁は、特例承認を受けている。

特例承認とは、省庁及び当該省庁におかれる外局の申請に基づき、厚生労働大臣の承認を受けた場合に、当該省庁におかれる外局に勤務する職員を当該省庁に勤務する職員とみなすものである。

特例承認一覧

省庁	外局等		
総務省	消防庁		
文部科学省	文化庁		
経済産業省	中小企業庁	資源エネルギー庁	原子力安全・保安院

(2) 都道府県知事部局の状況 (法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	267,644	6,555.5	2.45	0.0	
北海道	16,595	408.0	2.46	0.0	
青森県	4,354	115.0	2.64	0.0	
岩手県	4,096	91.0	2.22	0.0	
宮城県	5,211	127.0	2.44	0.0	
秋田県	3,912	83.0	2.12	0.0	
山形県	5,043	107.0	2.12	0.0	特例認定あり(注4)
福島県	5,569	132.0	2.37	0.0	
茨城県	5,302	113.0	2.13	0.0	
栃木県	5,188	124.0	2.39	0.0	特例認定あり(注4)
群馬県	5,021	107.0	2.13	0.0	
埼玉県	8,056	235.0	2.92	0.0	
千葉県	8,783	211.0	2.40	0.0	
東京都	20,515	645.0	3.14	0.0	
神奈川県	8,599	274.0	3.19	0.0	
新潟県	6,503	141.0	2.17	0.0	
富山県	3,644	79.0	2.17	0.0	
石川県	4,118	89.0	2.16	0.0	
福井県	3,312	77.0	2.32	0.0	特例認定あり(注4)
山梨県	4,048	86.0	2.12	0.0	
長野県	6,218	133.0	2.14	0.0	
岐阜県	5,757	122.0	2.12	0.0	
静岡県	6,674	145.0	2.17	0.0	特例認定あり(注4)
愛知県	8,509	188.0	2.21	0.0	
三重県	4,597	120.0	2.61	0.0	
滋賀県	3,204	78.0	2.43	0.0	特例認定あり(注4)
京都府	4,561	130.0	2.85	0.0	
大阪府	8,992	271.0	3.01	0.0	
兵庫県	8,493	196.0	2.31	0.0	
奈良県	3,891	91.0	2.34	0.0	特例認定あり(注4)
和歌山県	3,799	84.0	2.21	0.0	
鳥取県	3,496	79.5	2.27	0.0	特例認定あり(注4)
島根県	3,729	85.0	2.28	0.0	特例認定あり(注4)
岡山県	4,238	89.0	2.10	0.0	
広島県	6,508	146.0	2.24	0.0	特例認定あり(注4)
山口県	4,830	108.0	2.24	0.0	特例認定あり(注4)
徳島県	3,197	68.0	2.13	0.0	
香川県	3,543	76.0	2.15	0.0	特例認定あり(注4)
愛媛県	4,115	88.0	2.14	0.0	
高知県	3,712	78.0	2.10	0.0	
福岡県	7,847	249.0	3.17	0.0	特例認定あり(注4)
佐賀県	3,098	72.0	2.32	0.0	
長崎県	4,809	103.0	2.14	0.0	特例認定あり(注4)
熊本県	4,863	122.0	2.51	0.0	
大分県	3,874	82.0	2.12	0.0	
宮崎県	3,789	88.0	2.32	0.0	
鹿児島県	5,193	112.0	2.16	0.0	
沖縄県	4,239	108.0	2.55	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は、特例認定を受けている。  
特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

特例認定一覧(都道府県知事部局)

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)				
福井県	福井県企業局				
奈良県	奈良県水道局	奈良県監査委員会事務局	奈良県人事委員会事務局	奈良県地方労働委員会事務局	奈良県採用委員会事務局
山形県	山形県企業局	山形県病院事業局			
静岡県	静岡県企業局				
山口県	山口県企業局				
広島県	広島県企業局	広島県議会事務局			
島根県	島根県企業局				
鳥取県	鳥取県企業局				
福岡県	福岡県議会事務局				
滋賀県	滋賀県企業庁	滋賀県病院事業庁			
香川県	香川県病院局				
長崎県	長崎県病院局				
栃木県	栃木県企業局				



## (3) その他の都道府県機関の状況(法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	58,804	1,413.0	2.40	11.0	
北海道企業局	98	4.0	4.08	0.0	
北海道議会事務局	70	2.0	2.86	0.0	
北海道監査委員事務局	50	1.0	2.00	0.0	
北海道警察本部	1,329	29.0	2.18	0.0	
青森県病院局	312	5.0	1.60	1.0	
青森県警察本部	376	10.0	2.66	0.0	
岩手県医療局	3,057	65.0	2.13	0.0	
岩手県企業局	77	1.0	1.30	0.0	
岩手県警察本部	317	6.0	1.89	0.0	
宮城県病院局	237	5.0	2.11	0.0	
宮城県企業局	68	2.0	2.94	0.0	
宮城県警察本部	512	10.0	1.95	0.0	
秋田県警察本部	378	8.0	2.12	0.0	
山形県警察本部	344	9.0	2.62	0.0	
福島県病院局	330	6.0	1.82	0.0	
福島県警察本部	467	10.0	2.14	0.0	
茨城県企業局	189	4.0	2.12	0.0	
茨城県病院局	314	6.0	1.91	0.0	
茨城県警察本部	508	12.0	2.36	0.0	
栃木県警察本部	441	11.0	2.49	0.0	
群馬県企業局	323	7.0	2.17	0.0	
群馬県病院局	366	10.0	2.73	0.0	
群馬県警察本部	609	16.0	2.63	0.0	
埼玉県企業局	426	14.0	3.29	0.0	
埼玉県病院局	688	17.0	2.47	0.0	
埼玉県議会事務局	66	2.0	3.03	0.0	
埼玉県警察本部	1,111	30.0	2.70	0.0	
千葉県企業庁	464	18.0	3.88	0.0	
千葉県水道局	995	23.0	2.31	0.0	
千葉県病院局	760	19.0	2.50	0.0	
千葉県議会事務局	58	2.0	3.45	0.0	
北千葉広域水道企業団	84	2.0	2.38	0.0	
君津広域水道企業団	67	1.0	1.49	0.0	
千葉県警察本部	1,651	38.0	2.30	0.0	
東京都議会議会局	143	4.0	2.80	0.0	
東京都人事委員会	66	2.0	3.03	0.0	
東京都監査事務局	92	4.0	4.35	0.0	
東京都交通局	1,997	47.0	2.35	0.0	
東京都水道局	2,789	84.0	3.01	0.0	
東京都下水道局	1,225	46.0	3.76	0.0	
警視庁	3,024	64.0	2.12	0.0	
東京消防庁	415	8.0	1.93	0.0	
神奈川県企業庁	1,028	31.0	3.02	0.0	
神奈川県病院局	1,008	22.0	2.18	0.0	
神奈川県議会議会局	76	3.0	3.95	0.0	
神奈川県警察本部	1,720	41.0	2.38	0.0	
新潟県企業局	91	1.0	1.10	0.0	
新潟県病院局	1,583	33.0	2.08	0.0	
新潟県警察本部	522	10.0	1.92	0.0	
富山県企業局	130	3.0	2.31	0.0	
富山県警察本部	313	6.0	1.92	0.0	
石川県警察本部	361	8.0	2.22	0.0	
福井県警察本部	301	7.0	2.33	0.0	
山梨県企業局	109	4.0	3.67	0.0	
山梨県警察本部	288	8.0	2.78	0.0	
長野県企業局	51	4.0	7.84	0.0	
長野県警察本部	421	10.0	2.38	0.0	
岐阜県警察本部	431	13.0	3.02	0.0	
静岡県立静岡がんセンター	457	10.0	2.19	0.0	
静岡県警察本部	633	15.0	2.37	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
愛知県企業庁	335	11.0	3.28	0.0	
愛知県病院事業庁	642	16.0	2.49	0.0	
名古屋港管理組合	270	5.0	1.85	0.0	
愛知県議会事務局	76	2.0	2.63	0.0	
愛知県警察本部	974	23.0	2.36	0.0	
三重県企業庁	118	4.0	3.39	0.0	
三重県病院事業庁	470	9.0	1.91	0.0	
三重県警察本部	378	10.0	2.65	0.0	
滋賀県警察本部	295	6.0	2.03	0.0	
京都府文化庁(公営企業、建設費関係)	76	2.0	2.63	0.0	
京都府警察本部	602	17.0	2.82	0.0	
大阪府水道部	463	11.0	2.38	0.0	
大阪府議会事務局	65	1.0	1.54	0.0	
大阪府警察本部	1,825	42.0	2.30	0.0	
兵庫県議会事務局	57	1.0	1.75	0.0	
兵庫県企業庁	216	8.0	3.70	0.0	
兵庫県病院局	1,872	48.0	2.56	0.0	
兵庫県警察本部	817	21.0	2.57	0.0	
奈良県警察本部	342	10.0	2.92	0.0	
和歌山県警察本部	319	6.0	1.88	0.0	
鳥取県病院局	475	11.0	2.32	0.0	
鳥取県警察本部	292	5.0	1.71	1.0	
島根県病院局	319	10.0	3.13	0.0	
島根県警察本部	298	6.0	2.01	0.0	
岡山県企業局	110	2.0	1.82	0.0	
岡山県警察本部	499	11.0	2.20	0.0	
広島県警察本部	535	10.0	1.87	1.0	
山口県警察本部	459	11.0	2.40	0.0	
徳島県企業局	112	3.0	2.68	0.0	
徳島県病院局	334	6.0	1.80	1.0	
徳島県警察本部	295	6.0	2.03	0.0	
香川県警察本部	277	7.0	2.53	0.0	
愛媛県警察本部	407	11.0	2.70	0.0	
愛媛県公営企業管理局	725	14.0	1.93	1.0	注4①
高知県公営企業局	259	7.0	2.70	0.0	
高知県警察本部	287	7.0	2.44	0.0	
福岡県警察本部	922	18.0	1.95	1.0	
佐賀県警察本部	291	10.0	3.44	0.0	
長崎県交通局	151	5.0	3.31	0.0	
長崎県離島医療圏組合	613	12.0	1.96	0.0	
長崎県警察本部	451	10.0	2.22	0.0	
熊本県警察本部	421	8.0	1.90	0.0	
大分県企業局	105	2.0	1.90	0.0	
大分県病院局	230	4.0	1.74	0.0	
大分県警察本部	335	5.0	1.49	2.0	注4②
宮崎県企業局	82	3.0	3.66	0.0	
宮崎県病院局	399	8.0	2.01	0.0	
宮崎県警察本部	304	6.0	1.97	0.0	
鹿児島県立病院局	378	7.0	1.85	0.0	
鹿児島県警察本部	423	12.0	2.84	0.0	
沖縄県警察本部	303	7.0	2.31	0.0	
沖縄県企業局	275	9.0	3.27	0.0	
沖縄県病院事務局	810	14.0	1.73	3.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ① 愛媛県公営企業管理局においては、10月7日現在において、障害者の数15.0人、実雇用率2.07%、不足数0.0人となっている。

② 大分県警察本部においては、6月11日現在において、障害者の数7.0人、実雇用率2.09%、不足数0.0人となっている。

(4) 都道府県教育委員会の状況（法定雇用率2.0%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	553,373	8,767.0	1.58	2,357.0	
北海道	28,798	463.0	1.61	112.0	
青森県	9,303	136.0	1.46	50.0	
岩手県	9,331	127.0	1.36	59.0	
宮城県	9,765	158.0	1.62	37.0	
秋田県	6,938	106.0	1.53	32.0	
山形県	6,855	72.0	1.05	65.0	
福島県	12,526	146.0	1.17	104.0	
茨城県	14,897	199.0	1.34	98.0	
栃木県	10,838	129.0	1.19	87.0	
群馬県	11,551	211.0	1.83	20.0	
埼玉県	26,186	381.0	1.45	142.0	
千葉県	22,851	338.0	1.48	119.0	
東京都	40,544	724.0	1.79	86.0	
神奈川県	22,950	334.0	1.46	125.0	
新潟県	11,809	153.0	1.30	83.0	
富山県	6,298	93.0	1.48	32.0	
石川県	6,446	120.0	1.86	8.0	
福井県	5,639	82.0	1.45	30.0	
山梨県	5,859	68.0	1.16	49.0	
長野県	12,033	212.0	1.76	28.0	
岐阜県	11,695	181.0	1.55	52.0	
静岡県	12,152	211.0	1.74	32.0	
愛知県	26,177	313.0	1.20	210.0	
三重県	9,708	152.0	1.57	42.0	
滋賀県	8,089	141.0	1.74	20.0	
京都府	7,773	168.0	2.16	0.0	
大阪府	24,425	539.0	2.21	0.0	
兵庫県	19,438	352.0	1.81	36.0	
奈良県	6,402	129.0	2.01	0.0	
和歌山県	6,715	147.0	2.19	0.0	
鳥取県	4,230	63.0	1.49	21.0	
島根県	5,122	79.0	1.54	23.0	
岡山県	10,854	136.0	1.25	81.0	
広島県	10,083	165.0	1.64	36.0	
山口県	8,739	117.0	1.34	57.0	
徳島県	5,350	89.0	1.66	18.0	
香川県	5,780	107.0	1.85	8.0	
愛媛県	9,275	159.0	1.71	26.0	
高知県	5,747	93.0	1.62	21.0	
福岡県	14,906	218.0	1.46	80.0	
佐賀県	5,805	92.0	1.58	24.0	
長崎県	9,413	186.0	1.98	2.0	
熊本県	9,750	176.0	1.81	19.0	
大分県	6,810	107.0	1.57	29.0	
宮崎県	7,117	119.0	1.67	23.0	
鹿児島県	10,448	150.0	1.44	58.0	
沖縄県	9,953	126.0	1.27	73.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を上回っている、不足数が0.0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。

## (5) 独立行政法人等の状況 (法定雇用率2.1%)

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
<b>独立行政法人等合計</b>	<b>223,538</b>	<b>4,667.5</b>	<b>2.09</b>	<b>385.5</b>	
自動車検査	865	20.0	2.31	0.0	
奄美群島振興開発基金	-	-	-	-	注4
医薬基盤研究所	163	3.0	1.84	0.0	
医薬品医療機器総合機構	565	15.0	2.65	0.0	
宇宙航空研究開発機構	1,740	39.0	2.24	0.0	
沖縄科学技術研究基盤整備機構	168	0.0	0.00	3.0	
海技教育機構	203	5.0	2.46	0.0	
海上技術安全研究所	211	4.0	1.90	0.0	
海洋研究開発機構	884	21.0	2.38	0.0	
科学技術振興機構	471	11.0	2.34	0.0	
家畜改良センター	887	20.0	2.25	0.0	
環境再生保全機構	137	4.0	2.92	0.0	
教員研修センター	57	0.0	0.00	1.0	
勤労者退職金共済機構	269	5.0	1.86	0.0	
空港周辺整備機構	-	-	-	-	注4
経済産業研究所	55	2.0	3.64	0.0	
原子力安全基盤機構	413	6.0	1.45	2.0	
建築研究所	118	2.0	1.69	0.0	
航海訓練所	118	2.0	1.69	0.0	
工業所有権情報・研修館	153	3.0	1.96	0.0	
航空大学校	108	2.0	1.85	0.0	
交通安全環境研究所	149	4.0	2.68	0.0	
高齢・障害者雇用支援機構	1,095	64.0	5.84	0.0	
港湾空港技術研究所	108	2.0	1.85	0.0	
国際観光振興機構	123	3.0	2.44	0.0	
国際協力機構	1,326	28.0	2.11	0.0	
国際交流基金	224	4.0	1.79	0.0	
国際農林水産業研究センター	249	5.0	2.01	0.0	
国民生活センター	117	2.0	1.71	0.0	
国立印刷局	4,771	114.0	2.39	0.0	
国立科学博物館	211	5.0	2.37	0.0	
国立環境研究所	636	14.0	2.20	0.0	
国立健康・栄養研究所	91	3.0	3.30	0.0	
国立高等専門学校機構	4,109	88.0	2.14	0.0	
国立公文書館	68	2.0	2.94	0.0	
国立国語研究所	106	3.0	2.83	0.0	
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	274	10.0	3.65	0.0	
国立女性教育会館	-	-	-	-	注4
国立青少年教育振興機構	688	18.0	2.62	0.0	
国立大学財務・経営センター	-	-	-	-	注4
国立特別支援教育総合研究所	78	2.0	2.56	0.0	
国立美術館	220	5.0	2.27	0.0	
国立病院機構	34,362	845.5	2.46	0.0	
国立文化財機構	502	11.0	2.19	0.0	
雇用・能力開発機構	4,319	119.0	2.76	0.0	
産業技術総合研究所	4,476	65.5	1.46	27.5	
自動車事故対策機構	325	7.0	2.15	0.0	
住宅金融支援機構	983	19.0	1.93	1.0	注5①
種苗管理センター	316	7.0	2.22	0.0	
酒類総合研究所	-	-	-	-	注4
情報処理推進機構	148	2.0	1.35	1.0	
情報通信研究機構	650	13.0	2.00	0.0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	524	9.0	1.72	2.0	注5②
森林総合研究所	1,183	23.0	1.94	1.0	
水産総合研究センター	825	17.0	2.06	0.0	
水産大学校	116	1.0	0.86	1.0	
製品評価技術基盤機構	456	9.0	1.97	0.0	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	476	11.0	2.31	0.0	
造幣局	994	24.0	2.41	0.0	

	① 法定雇用障害者の数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
大学入試センター	117	2.0	1.71	0.0	
大学評価・学位授与機構	157	4.0	2.55	0.0	
中小企業基盤整備機構	807	17.0	2.11	0.0	
駐留軍等労働者労務管理機構	337	7.0	2.08	0.0	
通関情報処理センター	94	1.0	1.06	0.0	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,831	34.0	1.86	4.0	
電子航法研究所	58	1.0	1.72	0.0	
統計センター	875	12.0	1.37	6.0	
都市再生機構	4,024	86.0	2.14	0.0	
土木研究所	593	13.0	2.19	0.0	
日本学術振興会	113	2.0	1.77	0.0	
日本学生支援機構	457	10.0	2.19	0.0	
日本芸術文化振興会	304	6.0	1.97	0.0	
日本原子力研究開発機構	4,221	97.0	2.30	0.0	
日本高速道路保有・債務返済機構	84	2.0	2.38	0.0	
日本スポーツ振興センター	476	9.0	1.89	0.0	
日本万国博覧会記念機構	-	-	-	-	注4
日本貿易振興機構	973	19.0	1.95	1.0	注5③
日本貿易保険	129	2.0	1.55	0.0	
年金・健康保険福祉施設整理機構	-	-	-	-	注4
農業環境技術研究所	245	5.0	2.04	0.0	
農業者年金基金	84	1.0	1.19	0.0	
農業・食品産業技術総合研究機構	2,602	61.5	2.36	0.0	
農業生物資源研究所	593	13.0	2.19	0.0	
農畜産業振興機構	226	5.0	2.21	0.0	
農林漁業信用基金	114	2.0	1.75	0.0	
農林水産消費安全技術センター	688	15.0	2.18	0.0	
福祉医療機構	269	5.0	1.86	0.0	
物質・材料研究機構	630	13.0	2.06	0.0	
平和祈念事業特別基金	80	0.0	0.00	1.0	注5④
防災科学技術研究所	200	4.0	2.00	0.0	
放射線医学総合研究所	557	6.0	1.08	5.0	
北方領土問題対策協会	-	-	-	-	注4
水資源機構	1,552	34.0	2.19	0.0	
メディア教育開発センター	104	2.0	1.92	0.0	
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	-	-	-	-	注4
理化学研究所	2,983	63.0	2.11	0.0	
労働安全衛生総合研究所	136	2.0	1.47	0.0	
労働者健康福祉機構	8,422	177.0	2.10	0.0	
労働政策研究・研修機構	124	5.0	4.03	0.0	
年金積立金管理運用	77	1.0	1.30	0.0	
北海道大学	3,836	56.0	1.46	24.0	
北海道教育大学	504	12.0	2.38	0.0	
室蘭工業大学	208	4.0	1.92	0.0	
小樽商科大学	121	4.0	3.31	0.0	
帯広畜産大学	177	4.0	2.26	0.0	
旭川医科大学	864	12.0	1.39	6.0	
北見工業大学	178	1.0	0.56	2.0	
弘前大学	1,327	11.0	0.83	16.0	
岩手大学	516	14.0	2.71	0.0	
東北大学	4,463	65.0	1.46	28.0	
宮城教育大学	195	5.0	2.56	0.0	
秋田大学	1,122	20.0	1.78	3.0	注5⑤
山形大学	1,376	29.0	2.11	0.0	
福島大学	303	4.0	1.32	2.0	
茨城大学	550	12.0	2.18	0.0	
筑波大学	2,951	81.0	2.74	0.0	
宇都宮大学	400	9.0	2.25	0.0	
群馬大学	1,609	28.0	1.74	5.0	
埼玉大学	535	9.0	1.68	2.0	
千葉大学	2,089	27.0	1.29	16.0	注5⑥
東京大学	7,024	119.0	1.69	28.0	

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
東京医科歯科大学	1,773	39.0	2.20	0.0	
東京外国語大学	251	7.0	2.79	0.0	
東京学芸大学	640	15.0	2.34	0.0	
東京農工大学	495	12.0	2.42	0.0	
東京芸術大学	317	9.0	2.84	0.0	
東京工業大学	1,451	31.0	2.14	0.0	
東京海洋大学	283	5.0	1.77	0.0	
お茶の水女子大学	339	7.0	2.06	0.0	
電気通信大学	327	6.0	1.83	0.0	
一橋大学	350	11.0	3.14	0.0	
横浜国立大学	686	20.0	2.92	0.0	
新潟大学	2,028	42.0	2.07	0.0	
長岡技術科学大学	238	9.0	3.78	0.0	
上越教育大学	194	5.0	2.58	0.0	
富山大学	1,490	19.0	1.28	12.0	
金沢大学	2,004	39.0	1.95	3.0	
福井大学	867	20.0	2.31	0.0	
山梨大学	1,193	25.0	2.10	0.0	
信州大学	1,798	34.0	1.89	3.0	注5⑦
岐阜大学	1,304	27.0	2.07	0.0	
静岡大学	805	24.0	2.98	0.0	
浜松医科大学	848	17.0	2.00	0.0	
名古屋大学	2,993	54.0	1.80	8.0	
愛知教育大学	412	10.0	2.43	0.0	
名古屋工業大学	397	3.0	0.76	5.0	
豊橋技術科学大学	271	4.0	1.48	1.0	
三重大学	1,401	15.0	1.07	14.0	
滋賀大学	253	7.0	2.77	0.0	
滋賀医科大学	861	18.0	2.09	0.0	
京都大学	4,891	96.0	1.96	6.0	注5⑧
京都教育大学	272	3.0	1.10	2.0	注5⑨
京都工芸繊維大学	331	10.0	3.02	0.0	
大阪大学	4,545	65.0	1.43	30.0	
大阪教育大学	422	8.0	1.90	0.0	
兵庫教育大学	201	7.0	3.48	0.0	
神戸大学	2,430	55.0	2.26	0.0	
奈良教育大学	166	4.0	2.41	0.0	
奈良女子大学	282	8.0	2.84	0.0	
和歌山大学	356	3.0	0.84	4.0	
鳥取大学	1,424	30.0	2.11	0.0	
島根大学	1,250	25.0	2.00	1.0	
岡山大学	2,423	21.0	0.87	29.0	
広島大学	2,446	34.0	1.39	17.0	
山口大学	1,692	29.0	1.71	6.0	
徳島大学	1,236	18.0	1.46	7.0	
鳴門教育大学	202	6.0	2.97	0.0	
香川大学	1,323	32.0	2.42	0.0	
愛媛大学	1,273	21.0	1.65	5.0	
高知大学	1,201	23.0	1.92	2.0	
福岡教育大学	293	4.0	1.37	2.0	
九州大学	4,075	56.0	1.37	29.0	
九州工業大学	454	11.0	2.42	0.0	
佐賀大学	1,314	25.0	1.90	2.0	注5⑩
長崎大学	2,042	45.0	2.20	0.0	
熊本大学	1,539	37.0	2.40	0.0	
大分大学	1,153	30.0	2.60	0.0	
宮崎大学	1,183	27.0	2.28	0.0	
鹿児島大学	1,324	29.0	2.19	0.0	
鹿屋体育大学	96	2.0	2.08	0.0	
琉球大学	1,416	30.0	2.12	0.0	
総合研究大学院大学	57	2.0	3.51	0.0	
政策研究大学院大学	78	2.0	2.56	0.0	

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
北陸先端科学技術大学院大学	185	3.0	1.62	0.0	
奈良先端技術大学院大学	293	6.0	2.05	0.0	
筑波技術大学	123	19.0	15.45	0.0	
人間文化研究機構	402	9.0	2.24	0.0	
自然科学研究機構	836	18.0	2.15	0.0	
高エネルギー加速器研究機構	805	22.0	2.73	0.0	
情報・システム研究機構	522	10.0	1.92	0.0	
日本司法支援センター	665	7.0	1.05	6.0	
日本私立学校振興・共済事業団	1,284	29.0	2.26	0.0	
沖縄振興開発金融公庫	245	5.0	2.04	0.0	
公営企業金融公庫	79	2.0	2.53	0.0	
国民生活金融公庫	4,681	99.0	2.11	0.0	
中小企業金融公庫	2,018	51.0	2.53	0.0	
農林漁業金融公庫	902	18.0	2.00	0.0	
国際協力銀行	925	16.0	1.73	3.0	注5⑩
日本政策投資銀行	1,347	34.0	2.52	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとし、精神障害者である短時間障害者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。  
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 これらの法人においては、労働者数が48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 5 ① 住宅金融支援機構においては、10月4日現在において、障害者の数20.0人、実雇用率2.03%、不足数0.0人となっている。  
② 新エネルギー・産業技術総合開発機構においては、8月12日現在において、障害者の数11.0人、実雇用率2.10%、不足数0.0人となっている。  
③ 日本貿易振興機構においては、7月7日現在において、障害者の数21.0人、実雇用率2.17%、不足数0.0人となっている。  
④ 平和祈念事業特別基金においては、8月1日現在において、障害者の数1.0人、実雇用率1.22%、不足数0.0人となっている。  
⑤ 秋田大学においては、11月1日現在において、障害者の数23.0人、実雇用率2.05%、不足数0.0人となっている。  
⑥ 千葉大学においては、10月1日現在において、障害者の数44.0人、実雇用率2.14%、不足数0.0人となっている。  
⑦ 信州大学においては、11月1日現在において、障害者の数38.0人、実雇用率2.10%、不足数0.0人となっている。  
⑧ 京都大学においては、11月1日現在において、障害者の数106.0人、実雇用率2.13%、不足数0.0人となっている。  
⑨ 京都教育大学においては、8月1日現在において、障害者の数5.0人、実雇用率1.84%、不足数0.0人となっている。  
⑩ 佐賀大学においては、9月1日現在において、障害者の数29.0人、実雇用率2.21%、不足数0.0人となっている。  
⑪ 国際協力銀行は、10月1日より、株式会社日本政策金融公庫と独立行政法人国際協力機構にそれぞれ業務承継された。
- 6 法人の掲載順は、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2による。

# 障害者に対する就労支援の推進

～平成21年度 障害者雇用施策関係予算案のポイント～

平成20年12月



厚生労働省  
職業安定局 障害者雇用対策課  
職業能力開発局 能力開発課



## 施策の概要

障害者雇用に関する状況をみると、平成19年度におけるハローワークの新規求職申込件数や就職件数が過去最高となるなど、障害者の就労意欲の一層の高まりがみられる。

現在、障害者自立支援法の下、障害者がその能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援が進められ、特別支援教育により、障害のある生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組への支援も実施されており、福祉、教育の分野におけるこうした動向を踏まえ、障害者の希望や能力に応じて雇用の場を提供していく必要性が高まっている。

こうした中、政府としては、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）において「『新雇用戦略』の推進」の一環として、「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」（平成19年12月26日策定）に基づき、その就労による自立を図ることとしており、12月19日に成立した中小企業における障害者雇用の促進等を内容とした改正障害者雇用促進法の施行により、障害者雇用に係る取組の充実を図ることとしている。

また、今般の景気後退を背景とした障害者の雇用情勢の悪化が懸念されることから、安定的な障害者雇用の場を確保することや、地域における身近な雇用の場である中小企業に対して障害者の雇用支援を行うことが求められている。

平成21年度においては、上記の状況を踏まえつつ、

- ① 中小企業等における障害者雇用促進のための重点的な支援
- ② 雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化
- ③ 障害特性に応じた支援策の充実・強化
- ④ 障害者に対する職業能力開発支援の充実

を主要な柱に掲げ、障害者に対する就労支援の充実を図ることとする。

**平成21年度予定額 20,396 (16,780) 百万円**

※括弧書きは前年度予算額

### I 中小企業等における障害者雇用促進のための重点的な支援

#### 1 障害者雇用ファースト・ステップ奨励金（仮称）の活用の促進

[予定額 750 ( 0) 百万円]

※20年度2次補正において制度要求

障害者雇用の経験のない中小企業が初めて障害者を雇用した場合に奨励金(100万円)を支給することにより、中小企業における障害者雇用の促進を図る。

## 2 特例子会社等設立促進助成金（仮称）の活用の促進

[予定額 450 ( 0) 百万円]

※20年度2次補正において制度要求

障害者を新たに雇用して特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を設立した場合に助成金(10人以上雇用で2,000万円支給等)を支給することにより、安定的な障害者雇用の拡大を図る。

## 3 事業協同組合等障害者雇用促進助成金（仮称）の創設（新規）

[予定額 15 ( 0) 百万円]

単独では障害者を雇用するだけの十分な仕事量を確保することが困難な場合が多い中小企業における障害者雇用を促進する観点から、複数の中小企業が事業協同組合等を活用して共同で障害者雇用を図る場合に、そのための取組に要した経費に対する助成を行う。

## 4 中小企業における障害者雇用推進事業の実施（新規）

[予定額 250 ( 0) 百万円]

中小企業による障害者雇用の促進を図るため、中小企業事業主団体を通じて、事業協同組合等の活用も含めた障害者雇用に関して、中小企業事業主に対する相談や具体的なノウハウの提供等を全国的に推進する。

## 5 特定求職者雇用開発助成金の中小企業事業主に対する助成の拡充

※20年度2次補正において制度要求

中小企業における障害者雇用の促進、安定を図るため、特定求職者雇用開発助成金について、中小企業に対する助成の拡充を図る。

- ① 身体・知的障害者 90万円→135万円(助成期間 1年6月)
- ② 身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者  
160万円→240万円(助成期間 2年 )
- ③ ①②のうち短時間労働者 60万円→90万円(助成期間 1年6月)

## II 雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化

### 1 ハローワークを中心とした地域の関係機関との連携による「チーム支援」の推進

[予定額 620 (674) 百万円]

ハローワークが中心となって、地域の福祉施設、特別支援学校等の関係機関と連携した「障害者就労支援チーム」を編成し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」を推進するとともに、「就職ガイダンス」等の実施により、ハローワークのマッチング機能の向上を図る。

### 2 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施

[予定額 3,392 (2,509) 百万円]

障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」について、全障害保健福祉圏域への設置に向け、設置箇所数の拡充等を図る。

(設置箇所数 205センター → 265センター)

### 3 障害者試行雇用事業の推進

[予定額 1,072 (1,072) 百万円]

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させて常用雇用へ移行するため、短期間の試行雇用（トライアル雇用）を実施する。

(対象者数 9,500人)

### 4 地域における就労支援に係る助言、援助等の実施（新規）

[予定額 113 (0) 百万円]

地域障害者職業センターにおいて、就労支援機関に対する助言・援助や就労支援を担う専門的な人材の育成等、地域における就労支援機能を強化するための体制整備を図る。

### Ⅲ 障害特性に応じた支援策の充実・強化

#### 1 精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化

[予定額 473 (290) 百万円]

精神障害者の障害特性を踏まえ、一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」の活用を促進するとともに、「精神障害者就職サポーター」を配置し、ハローワークにおける精神障害者のカウンセリング機能の充実・強化を図る。

#### 2 精神障害者の雇用促進のためのモデル事業の実施（新規）

[予定額 190 (0) 百万円]

精神障害者雇用の意欲はあるもののそのノウハウが十分でない企業において、精神障害者の雇用を促進するため、精神障害者の障害特性に応じた職域開拓や支援体制の整備等に取り組むことにより、精神障害者の雇用及び職場定着のノウハウを構築するためのモデル事業を実施する。

#### 3 医療機関等との連携による精神障害者の就労支援の推進

[予定額 41 (45) 百万円]

医療機関等を利用している精神障害者を対象に、就職活動のノウハウ等を付与するジョブガイダンスを実施し、医療から雇用への移行を促進する。

#### 4 うつ病等精神障害者の職場復帰のための総合支援事業（個別実践型リワークプログラム）の実施

[予定額 446 (0) 百万円]

精神障害者の職場復帰ニーズに対応するため、地域障害者職業センターにおける支援体制を強化し、うつ病等休職者の職場復帰支援の拡充を図る。

（支援対象者数 710人 → 1,420人）

## 5 発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化

[予定額 191 ( 97) 百万円]

### (1) 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの推進

[予定額 118 ( 85) 百万円]

ハローワークにおいて、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、ニーズや特性に応じた専門支援機関に誘導する等、きめ細かな就職支援を実施する。また、発達障害者向けの就労支援テクノロジー機器を配備する等、発達障害者に対する就労支援のための環境整備を図る。

### (2) 発達障害者の就労支援者育成事業の推進 [予定額 10 ( 12) 百万円]

発達障害者支援センターにおいて、医療、保健、福祉、教育等関係機関の発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習等を実施するとともに、発達障害者と支援者による体験交流会を開催する。

### (3) 発達障害者の雇用促進のためのモデル事業の創設（新規）

[予定額 64 ( 0) 百万円]

発達障害者を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うことにより、発達障害者の就労を支援するとともに、その雇用管理上の課題等の把握を行う。

## 6 難病のある人の雇用促進のためのモデル事業の創設（新規）

[予定額 51 ( 0) 百万円]

難病のある人を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うことにより、難病のある人の就労を支援するとともに、その雇用管理上の課題等の把握を行う。

## IV 障害者に対する職業能力開発支援の充実

### 1 民間を活用した機動的かつ実践的な職業訓練の推進

[予定額 1,912 (1,800) 百万円]

企業、社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、様々な障害の態様やニーズを踏まえた訓練機会の充実を図るとともに、特別支援学校と連携したより早い段階からの職業能力開発機会を拡充し、一般就労に向けた切れ目のない支援を実施する。

また、在職障害者を対象として、職場定着や職種転換に伴い必要となる職業訓練を実施する。

(対象者数 8,150人 → 9,550人)

## 2 政令指定都市における職業能力開発推進基盤の強化

[予定額 216 (217) 百万円]

教育・福祉の実施主体である政令指定都市において、特別支援学校の生徒及び就労移行支援事業の利用者等の態様やニーズを踏まえた職業訓練を推進する「障害者職業能力開発プロモート事業」を実施する。

(実施箇所数 17か所)

## 3 一般校を含めた公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進

[予定額 4,048 (4,023) 百万円]

障害者職業能力開発校において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に重点を置いた支援を実施するとともに、一般の職業能力開発校において知的障害者等を対象とした訓練コースの設置を促進し、身近な地域での職業訓練機会を拡充する。

## 4 発達障害者に対する職業訓練の推進

[予定額 179 (106) 百万円]

一般の職業能力開発校における発達障害者対象の職業訓練コースを拡充する。

(実施箇所数 6か所 → 10か所)

## 1 平成20年度第1次補正予算(10月16日成立)

### ○ 中小企業に対する障害者雇入れ支援の拡充

障害者を公共職業安定所等の紹介により雇い入れた中小企業事業主に対する助成の拡充(例:身体・知的障害者を雇い入れた事業主に対する助成期間を1年間から1年6ヶ月に拡充)を行うことにより、障害者の雇用を促進する。

### ○ ハローワークの機能強化による障害者の就職・職場定着支援

ハローワークの就労支援機能を強化するため、障害者専門支援員を拡充(現行227名から297名)し、障害者に対して、関係機関と連携した「チーム支援」等によるきめ細かい職業相談、職業紹介等を通じた安定就職に向けての支援を行うとともに、就職後の職場定着指導等を徹底する。

## 2 平成20年度第2次補正予算案(12月24日閣議決定)

### ○ 障害者雇用の経験のない中小企業に対する奨励金の創設

障害者雇用の経験のない中小企業(障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数56~300人の中小企業)において、初めて雇用率制度の対象となるような障害者を雇用した場合に、奨励金(100万円)を支給することにより中小企業における障害者雇用の促進を図る。

### ○ 障害者雇用の特例子会社等の設立促進助成金の創設

障害者の安定的な雇用を確保するため、今般の景気悪化等により解雇・勧奨退職等を余儀なくされた障害者等を新たに雇用して、特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を設立した事業主に対する助成金を創設する。